

令和3年度 厚生労働省社会福祉推進事業

「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、  
多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

---

# 被疑者・被告人等支援中央検討委員会 報告書

---

## 目次

○調査概要	p.1
○調査結果まとめ	p.3
○提言	p.11
○調査データ	p.15
○（参考資料）委員会等資料原本	p.59



# 調査概要

## <1. 調査に至った経緯>

現在、定着支援センター（以下、「センター」という。）が行う被疑者・被告人等段階からの支援は2種類ある。一つは、相談支援業務の範疇において任意に行われるもの（以下、「入口支援」という。）であり、もう一つは、今年度4月から事業化され全国で順次実施されている「被疑者等支援業務」である。今後、被疑者等支援業務を全国で標準的に実施していくためには、既に入口支援の実績を有するセンターはもとより、特にこれまで被疑者・被告人等段階からの支援の経験がないセンターに対して、支援に係るノウハウや課題点、その解決策等を共有する必要がある。

そこで、各ブロックにおける被疑者・被告人等段階からの支援に係る成果等を共有し、全国レベルでの課題を抽出して解決策の検討を行い政策提言につなげるために、各ブロックの代表者と司法福祉に精通した有識者で構成する「被疑者・被告人等支援中央検討委員会」を設置し、調査を実施することとした。

## <2. 「被疑者・被告人等支援中央検討委員会」について>

・計2回開催した。

### ➤ 第1回：11月9日（オンライン会議システム「Zoom」により開催）

・どのように全国の被疑者等支援業務の状況を把握するか検討した。被疑者等支援業務は今年度から開始であるが、相談支援業務における入口支援の経験を積み上げ、関係機関との関係性ができているセンターがある一方、相談支援業務としても入口支援の経験のないセンターもあることから、ブロック毎での会議開催は困難であるということになった。そのため、各センターの実情に合わせて実施できるように、保護観察所のみを必須とした会議の開催を各センターに求め、その結果をもとに、委員（ブロック代表者）が会議開催や書面集約等、任意の方式で、ブロック内の状況をまとめることとなった。

### ➤ 第2回：3月11日（オンライン会議システム「Zoom」により開催）

・委員（ブロック代表者）が提出したデータをもとに、全国へ共有すべき内容の検討とより効果的な支援の在り方・政策提言すべき内容について、協議を行った。

## <委員構成(順不同)>

肩書	氏名	所属等
委員長	宮田 桂子	宮田法律事務所 弁護士
委員	高杉 金之助	青森県地域生活定着支援センター 所長
委員	高津 努	群馬県地域生活定着支援センター 所長
委員	南沢 宏	富山県地域生活定着支援センター 所長
委員	森 喜久男	兵庫県地域生活定着支援センター 所長
委員	福家 伸次	香川県地域生活定着支援センター 所長
委員	豊留 満代	鹿児島県地域生活定着支援センター 所長



### <3. 調査方法>

- ・第1回「被疑者・被告人等支援中央検討委員会」での協議をもとに、下記の方法で実施した。
- ・定着と保護観察所を必須の参加機関として、当該都道府県内の被疑者等支援業務・相談支援業務における入口支援の実態把握について検討会議を開催。または関係機関への聞き取り調査を実施するよう委員（ブロック代表者）を通し、各センターへ依頼した。
- ・当該会議では、事務局作成のレジュメ・記録用紙を使用する。
- ・地方検察庁や弁護士会等の機関への呼びかけは、各定着の実情に応じ任意とした。
- ・「被疑者・被告人等支援中央検討委員会」の委員であるブロック代表者は、管轄ブロックの意見を取りまとめ、事務局へ提出する。

### <4. 調査対象>

- ・全国 45 センター（回答：43 センター、回答率：95.7%）

※調査対象は、全定協会員である 45 センターを対象に実施。北海道は 1 センターとカウント。

### <5. 調査期間>

- ・令和 3 年 11 月 23 日～令和 4 年 1 月 31 日

### <6. 調査項目>

1. 保護観察所における活動報告 (期間：R3. 4～R3. 9)	① 検察からの「更生緊急保護の重点実施者」の相談件数 ② 「被疑者等支援業務」として定着へ依頼に至るまでの（想定）ルート（スキーム）
2. 定着支援センターにおける活動報告 (期間：R3. 4～R3. 9)	① 「被疑者等支援業務」の実施状況 ② 「相談支援業務（被疑者・被告人のみ）」の実施状況
3. 関係機関からのご意見	① 定着支援センターとの連携状況 ② 定着支援センターへ期待すること ③ 「被疑者等支援業務」に関して関係機関が期待すること
4. 各都道府県での円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた検討	① 定着支援センターからの好取組共有と、それに対する参加機関の意見 ② 円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた課題と、今後期待すること

---

# 調査結果まとめ

---

被疑者・被告人等支援中央検討委員会 アンケート調査結果【調査期間：R3.4～R3.9】

全定協ブロック（参加センター数）			北海道・東北ブロック（7）		関東・甲信越ブロック（8）			
重点実施対象者（検察⇒観察所）			33		32			
被疑者等支援業務として依頼（観察所⇒定着等相談）件数			13		21			
ブロック内における被疑者等支援業務の実施センター数			5		5			
定着支援センターにおける被疑者等支援業務の実施件数			8		27			
相談ルート			①検察→保護観察所→定着	7	①検察→保護観察所→定着	22		
			②その他	1	②弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	2		
					③その他	3		
ブロックの特徴			<ul style="list-style-type: none"> <li>①通常ルートが多い</li> <li>③その他は、検察から定着に相談の上、①通常ルートになったケース</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①通常ルートが多い</li> <li>①通常ルートの内、起訴前が14件</li> </ul>			
ブロック内における相談支援業務の実施センター数			6		5			
定着支援センターにおける相談支援業務の実施件数			23		59			
相談ルート			①弁護士	10	①検察	24		
			②検察	4	②弁護士	20		
			③その他	9	③その他	15		
ブロックの特徴			<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士依頼が多い。</li> <li>・その他の9件の内、7件の依頼者は、警察や地域の福祉機関等である。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士依頼と検察依頼の件数がほぼ同程度ある。</li> <li>・検察依頼の内、24件中23件が1センターの実績である。</li> <li>・その他の内、保護観察所依頼の実績はない。</li> </ul>			
関係機関からの意見	ブロック別ポイント版	保護観察所	定着との連携状況	・被疑者等支援業務に関する協議を行う等、連携は十分になされている。	7	・協議や対象者面談の同席を通し、必要な連携が十分になされている。	7	
			定着への期待	・ネットワークづくりや帰宅先の開拓、継続的な支援。	6	・人材育成や福祉の専門家としての助言、継続的な支援。	7	
		検察庁	定着との連携状況	・被疑者等支援業務だけでなく、相談支援業務でも緊密な連携が行われている。	5	・重点実施は保護観察所を通した形であるが、十分な連携がなされている。	5	
			定着への期待	・福祉的助言や支援ネットワーク構築。	4	・引き続きの連携と重点実施以外の対象者への支援。	5	
		弁護士会	定着との連携状況	・個別ケースだけでなく、意見交換等が積極的に行われている。	2	・連携は十分になされている。	2	
			定着への期待	・入口支援の周知。	2	・被疑者等支援業務の実施による、福祉的支援に結びつくケースの拡大。	2	
		その他	定着との連携状況	・情報共有を行い、十分な連携がなされている。	1	—		
			定着への期待	・更なる情報交換、連携。	1	・再犯防止の枠組みで取り組む必要性を理解している。	1	
		好事例（定着の認識）	ブロック別ポイント版	ケース支援に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県担当の仲介のもと、保護観察所・検察庁との協議を実施し、ケースに対応した。</li> <li>・地域の福祉機関からの相談と検察庁からの相談があり、被疑者等支援業務の対象者として対応した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行猶予確定前の更生緊急保護申出事例であり、本人面談前から関係機関への情報収集、入所先の調整を行った。</li> </ul>	
				関係機関との連携等に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑者等支援業務以外にも相談支援業務を通して、連携が強化されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が定着の事業費を負担していないことについて弁護士会から意見を挙げていただいた。</li> <li>・すべての警察署において名刺記載の住所地を記載することで、手続き等が可能となっている。</li> </ul>	
関係機関からの意見	ブロック別ポイント版	保護観察所	課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた人員で短期間の調整を行わなければならないこと。</li> <li>・更生緊急保護以外の対象者への支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意書徴収の在り方。</li> <li>・迅速かつ簡易な方法の仕組みの構築。</li> <li>・保護観察所からの依頼書がなくても、被疑者等支援業務の実績とする仕組みの検討。</li> </ul>			
		検察庁	課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑者等支援業務の対象外の人への支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点実施の手続きを経なくても実質的に重点実施となる場合に被疑者等支援業務の実績とする仕組みの検討。</li> <li>・限られた時間、職員での支援。</li> </ul>			
		弁護士会	課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑者等支援業務の対象外の人への支援。</li> <li>・弁護士依頼での被疑者等支援業務の利用ができないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑者等支援業務の選定の仕方が定まっていないこと。</li> <li>・保護観察所、検察庁による適切な情報開示が課題。</li> </ul>			
		その他	課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人同意の取り方。</li> <li>・限られた時間での調整。</li> <li>・更生保護施設の協力が得られないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・釈放時に薬を出してもらえないこと。</li> <li>・面談時間が少ないこと。</li> <li>・自立準備ホームの登録と予算の問題。</li> </ul>			

※北海道は複数の保護観察所が回答しているが、1とカウント。

東海・北陸ブロック (5)		近畿ブロック (6)		中国・四国ブロック (9)		九州ブロック (8)	
15		15		20		30	
8		10		6		6	
3		4		1		2	
8		10		1		5	
①検察→保護観察所→定着	4	①検察→保護観察所→定着	4	①検察→保護観察所→定着	1	①検察→保護観察所→定着	5
②弁護士→定着(相談)→保護観察所→検察→定着	1	②弁護士→定着(相談)→保護観察所→検察→定着	3				
③その他	3	③その他	3				
・起訴前は①通常ルートのみ ・起訴後に「準じた」形での依頼有		・起訴前後それぞれに①②ルートの実績有 ・③は全て弁護士依頼での別ルート		・①通常ルート1件のみ ・依頼はあったが、定着が被疑者等支援業務の実施をしておらず、実績無が5件		・①通常ルートのみ ・起訴後が5件中4件	
5		4		5		8	
28		50		26		60	
①弁護士	19	①弁護士	25	①弁護士	12	①弁護士	36
②検察	4	②検察	8	②検察	7	②検察	15
③その他	5	③その他	17	③その他	7	③その他	9
・弁護士依頼が多い。 ・検察依頼の実績があるセンターは1センターのみである。 ・検察依頼の実績は起訴前のみである。		・弁護士依頼が多い。 ・検察依頼の実績あるセンターは1センターのみである。 ・検察依頼の実績は起訴前のみである。		・弁護士依頼が多い。 ・検察依頼の実績あるセンターは1センターのみである。 ・その他の内、保護観察所依頼の実績は4件ある。		・弁護士依頼の実績が検察依頼の実績の2倍以上ある。 ・検察依頼の実績15件中12件が起訴前の依頼である。 ・8センター中3センターは検察依頼の実績がない。	
・連携は十分できており、柔軟に対応されている。	4	・入口、出口ともに、十分な連携がされている。	3	・ケース対応や協議を通し、十分な連携がなされている。	9	・県独自のスキームが展開されている。 ・協議を実施し、連携がなされている。	6
・福祉的知見に基づいた協力、受け入れ先の開拓。	3	・入口を含む継続的な支援。	3	・支援対象者の拡大、受け入れ先確保、柔軟で継続した支援。	9	・被疑者等支援業務の周知、保護観察所への重点実施の相談。	4
・定着への直接の相談があったり、定着の支援期間の確保のための早めの依頼に協力的である。	4	・従前から入口支援を通じて十分な連携がなされている。	2	・被疑者等支援業務開始前から連携できる相談体制がある。	3	・保護観察所を通した連携や協議に参加し、連携がなされている。	4
・検察からの直接依頼を受けてほしい。	2	・被疑者等支援業務の周知活動、多機関連携による支援。	2	・伴走的支援、弁護士依頼とケースの検察への繋ぎをしてほしい。	3	・入口から出口までの一連の支援を期待されている。	4
・協議や電話での事前相談等が実施されている。	2	・県独自のチェックシートを設け、入口支援を実施している。 ・協議を実施し、連携を図っている。	2	—	—	—	—
・研修会等の実施、粘り強い支援。	2	・個別ケースでの連携、交流の機会の継続。	2	—	—	—	—
・連携会議等に参加して意見交換が行われている。	1	・個別ケースで関わっていきたい。	1	—	—	・協議を行い、連携はできている。	1
—	—	—	—	—	—	—	—
・保護観察所、検察、定着で、役割分担を実施し対応した。管外の自立準備ホームに、保護観察所と定着が本人と同行し、調整をすることができた。		・保護観察所、検察庁、定着が本人同意を得て、協議を行い、迅速な支援につながった。		—	—	・法務少年支援センターとの連携により、対象者の障害受容が図れ、支援が前進した。	
・被疑者等支援業務の対象者とはならなかったが、相談支援業務として、関係機関と連携し対応した。		・被疑者・被告人等支援のケースをもとに、支援検討会を実施し、地域の支援者への周知を図っている。		・支援フロー図や依頼書を作成し、関係機関に共有した。 ・事業開始前ではあるが関係機関との協議を実施した。		・定期的な関係機関との協議を実施している。 ・弁護士等からの依頼について、被疑者等支援業務の対象とならないか、保護観察所や依頼者と相談している。	
・面談時間の確保等、特別調整同様の対応ができないこと。 ・検察官と弁護士の考え方の違い。		・県の実情を踏まえた運用等について関係機関と協議が必要。		—	—	・検察の弁護活動への関与の在り方。	
・支援事例がまだ少なく、課題ははっきり見えていない。		・定着の職員の負担の増大。		・被疑者等支援業務の対象者が限られていること。		・検察の弁護活動への関与の在り方。	
・更生緊急保護の実態が分からないこと。		—		—	—	・被疑者等支援業務の弁護士業務との兼ね合い。	
・時間的な制限。 ・中間施設に受け入れてもらえないこと。 ・重点実施対象者にならないこと。		・同意書の運用方法。 ・特別調整ではできていることができないこと。		・予算と人員の確保。 ・地域の支援者との連携強化。		・被疑者等支援業務を含めた定着の予算の確保。 ・釈放時に薬を出してもらえないこと。 ・被疑者等支援業務の実績が上がらないこと。	

## 1. 保護観察所による重点実施と被疑者等支援業務について

- ・定着支援センター（以下、「センター」という。）の被疑者等支援業務の実施センターは、回答のあった43センター中、令和3年9月までに20センターである。
- ・保護観察所による重点実施は、43回答中32の保護観察所が実施している。その内、保護観察所から被疑者等支援業務として依頼を受けたセンターは、23センターである。23センターの内、20センターが実際に被疑者等支援業務を行っている。
- ・重点実施対象者総数は145件の内、64件が被疑者等支援業務として保護観察所がセンターに依頼している。その内、59件を被疑者等支援業務対象者として、実際にセンターが支援を行っている。依頼の多いブロックでは21件、少ないブロックで6件と幅がある。また、全国的に見て、被疑者等支援業務自体を実施していないセンターが多いブロックも多く、全国的にばらつきがある。
- ・上記依頼を受けた64件中、センターが支援しなかった5件は、センターが依頼段階において被疑者等支援業務を実施しておらず、対応しなかったものである。また、被疑者等支援業務の実績があるセンターにおいても、本来であればセンターが保護観察所から被疑者等支援業務で依頼を受けるケースについて、各都道府県に1か所という支援対象地域の広域性や定着職員の不足により、センターのみでは対応できず、既に地域において重点実施対象者の支援を依頼するルートが確立されている場合もあり、被疑者等支援業務の実績が上げられない地域もある。さらに、センターによって、入口支援について被疑者等支援業務のみ行うようにしているセンターと相談支援業務での入口支援に力を入れているセンターとがあり、センターの考え方に左右されている部分もある。
- ・重点実施対象者として保護観察所へ依頼があった時点での相談時の状況については、起訴前が79件、起訴後62件であり、起訴前の方が多。ブロック別でも、すべてのセンターにおいて起訴前での依頼が起訴後よりも件数が多くなっている。一方、被疑者等支援業務としてセンターへ依頼があり、対応したものは、起訴前が27件、起訴後が32件と逆転している。そのため、判決までの期間がない中での調整が多いといえる。
- ・被疑者等支援業務の依頼ルートとしては、起訴前・後ともに、検察→保護観察所→センターの通常ルートが最も多い。（起訴前：24件、起訴後：19件）また、弁護士からの依頼をセンターが保護観察所に相談し、被疑者等支援業務の依頼につなげたケースもある。（起訴前：2件、起訴後：3件）他方で、起訴前については弁護士から直接「検察」に被疑者等支援業務を相談したケースはない。（起訴前：0件、起訴後：3件）一部のセンターでは検察を通さない、「準じた」形での依頼ルート（起訴前：0件、起訴後：2件）も見られ、事業開始から6か月ではあるが、各地域で独自の取り組みが展開されており、重点実施の実施状況や依頼ルート等には各都道府県の特徴がみられる。
- ・重点実施の実施件数は145件であり、相談支援業務の総数246件に対して、100件以上の違いがある。また、重点実施の実施件数145件のうち、被疑者等支援業務は64件と相談支援業務と比べると、4分の1程度の数にとどまっている。各委員の意見として、どちらの形で支援をしても、支援内容は同じであるとの回答が挙がっている。

## 2. 相談支援業務の状況と被疑者等支援業務との比較

- ・相談支援業務は、43センター回答中32センターが行っている。相談支援業務は、起訴前・後のどちらかをセンターが対応し、どちらかを他機関で対応しているセンターもある。被疑者等支援業務の件数59件に対し、相談支援業務の件数は、246件（起訴前：153件、起訴後：93件）であり、被疑者等支援業務と同様に、起訴前が多い。多いブロックでは50件前後、少ないブロックでも20件以上対応している。
- ・相談支援業務には、弁護士やその他の団体からセンターに依頼のあったケースで、センターが保護観察所に対し、被疑者等支援業務の相談をしても、対象とならなかった者も一定数含まれている。

- ・被疑者等支援業務のスキームのある「検察」からの相談は246件中62件（起訴前：55件、起訴後：7件）あり、相談支援業務と被疑者等支援業務の業務整理が必要と思われる。
- ・相談支援業務で起訴前に依頼があったセンターは43センター中27センターである。起訴前の相談者としては、検察と弁護士が55件ずつと総数は同じである。しかし、センターごとの内訳でみると、検察からの依頼を受けたセンターは27センター中11センターにとどまる。さらに、検察依頼の件数の内訳は55件中22件が1センターの実績であり、一部センターに集中している。弁護士依頼の件数の内訳は、センターでの大きなばらつきはなく、全国で実施されている。
- ・相談支援業務で起訴後に依頼があったセンターは43センター中25センターである。起訴後の相談者としては、弁護士依頼が93件中67件と3分の2以上を占めている。一方で、検察は7件と、大幅に減っている。
- ・保護観察所の依頼件数の総数は12件と少ない。（起訴前：8件、起訴後：4件）ブロックによっては、ブロック全体で保護観察所の依頼件数が0件というところもある。相談支援業務と被疑者等支援業務についてセンターが行う支援の中身はどちらで同じであるため、相談支援業務ではなく、被疑者等支援業務のスキームが活用されることが望まれる。
- ・地域の福祉機関や家族等からの相談が起訴前・後ともに（起訴前：35件、起訴後15件）と保護観察所よりも多い。これは、これまでのセンターの広報啓発活動により、業務が周知された結果と考えられる。

### **3. 定着支援センターと関係機関との連携状況と定着支援センターへの期待について**

#### ○関係機関との連携状況

- ・関係機関との連携状況について、保護観察所は43センター中36センター、地方検察庁は43センター中23センター、弁護士会は43センター中8センターとの回答があった。
- ・回答のあったセンターでは、各都道府県との協議をしているところが多かった。
- ・アンケート実施にあたり、都道府県から回答しないしてほしいと依頼のあったセンターもあると聞いており、この事業に関する各都道府県の認識にも差があることがうかがえる。

#### ○定着支援センターへの期待

- ・各機関から寄せられた意見に共通することとして、「受け入れ先の確保」「ネットワーク構築」「継続的な支援」「支援対象者の拡大」があがっている。
- ・また弁護士会からは、研修会や交流の機会等、被疑者等支援業務を含む入口支援の広報啓発活動が期待されている。

### **4. 被疑者等支援業務の好事例**

- ・既に多くのセンターにおいて、地方検察庁・保護観察所との被疑者等支援業務に関する協議が定期的実施されている。
- ・センターによっては協議の上、被疑者等支援業務の手続きの迅速化を図ったり、定着から被疑者等支援業務の相談をするルートを機能させたりする等、独自の取り組みが展開されている。
- ・各センターから挙げた課題と照らし合わせたところ、各センターから挙げた好事例で解決できるものも含まれていたため、次の表で対比した。

各ブロックのセンターから寄せていただいた 被疑者等支援業務の課題	各ブロックのセンターから寄せていただいた解決策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の入口支援に対する理解が得られない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑者等支援業務の開始にあたり、更生保護施設、自立準備ホームが存在し、生活保護の申請増加が見込まれる市の生活保護課を訪問し、同業務の説明と本事業への更なる協力を依頼した。</li> <li>・これまでの入口支援の実例をもとに、地域の関係者とグループワークを行い、広報・啓発に努めている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間施設に受け入れてもらえない。</li> <li>・受け入れ施設が限られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れ施設確保のため、<u>保護観察所と連携の上、地域の福祉施設に対して、自立準備ホームの登録施設の促進を図った。</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入口段階は、時間が限られており、十分な面談ができない。</li> <li>・時間が少なく、十分な情報収集、アセスメント、検討ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点実施の保護観察所の面談時に、地域の関係者が面談に同席することができた。</li> <li>・被疑者等支援業務、相談支援業務について、事前に検察から直接定着に情報を共有してもらっている。</li> <li>・検察より、本人の同意が得られていないケースについても個人情報伏せた形で相談をもらっている。</li> <li>・地域の福祉関係者から逮捕された方の相談をセンターが受けた際、検察庁に問い合わせることで釈放日等福祉関係者が必要な情報提供を行っていただいている。</li> <li>・釈放までの時間がなく、検察庁に本人を面談に呼べない際は、検察官からの指示で、勾留されている<u>留置施設での面談時間を長く確保</u>していただいている。</li> <li>・弁護士に同席することや留置施設への要請を依頼し、<u>面談時間を長く確保</u>することができているセンターや警察官の立会無しでの面会の例もある。</li> <li>・検察庁において地域の関係者や親族と支援会議ができる。</li> <li>・釈放時間や釈放場所、自転車などの還付等は、センターの動きに合わせて対応していただいている。</li> <li>・検察庁において、<u>簡易鑑定の書類などを含め、ほとんどの資料を閲覧・記録することができる。公判段階では、弁護士が検察官から開示された資料を共有している例もあった。</u></li> <li>・家族への連絡など必要な<u>関係者とセンターが直接連絡をとれるよう配慮</u>をいただいている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた人員で支援を行っており、負担が大きくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースによっては釈放後、<u>警察に施設や病院などへ送っていただき、引き継ぐ。</u></li> <li>・<u>「寄り添い弁護士制度」のある弁護士会はもとより、担当する弁護人に依頼することで、弁護士に施設等への送迎を担っていただける場合もある</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・留置施設、拘置所での面会時に、法人の職員証では身分証明が認められず、個人の住所等を記載したり、自身の運転免許証等を提示したりする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内すべての<u>警察署・留置施設での書類の記載時には、住所を「名刺記載のセンターの住所」にして、対応</u>してもらっている。</li> <li>・現場で判断できないことについては、上級所管部署（地検→法務省刑事局、保護観察所→保護局、矯正管区→矯正局）に報告し、事業改善に取り組んでいる。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑者等支援業務の依頼が来ない。</li> <li>・弁護士依頼のケースでは被疑者等支援業務の利用ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援業務として依頼のあったケースについて、<u>相談者（弁護士）や保護観察所と協議し、被疑者等支援業務へ移行できる場合は移行して対応している。</u></li> <li>・<u>法テラスと連携し、センターの説明資料・相談依頼書を国選弁護人の依頼書類の中に入れてもらい、全ての国選弁護人に周知している。</u></li> <li>・被疑者等支援業務の実施にあたり、弁護士会と協議して、弁護士からセンターへの相談依頼書の様式を見直し、周知した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑者等支援業務のスキームは、保護観察所を通さなければならぬために、書類のやり取りが多く、時間がかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察所と協議の上、同意書徴取のみでの実施が機能している。</li> <li>・前項のように、関係者の協議により、相談支援業務から被疑者等支援業務への移行という対応が可能であり、時間の短縮を図り得る。</li> </ul>

## 5. 被疑者等支援業務の課題

### ○被疑者等支援業務の支援件数の拡大にむけて

- ・事業開始年度とはいえ、被疑者等支援業務は相談支援業務の1/4の相談件数であり、積極的に運用している地域とそうでない地域の差がある。センターにとって、相談ルートの違いはあっても、どちらの業務においてもほぼ同じ支援のための業務を行っている。検察、保護観察所からの相談支援業務の依頼もある中、そのような相談は被疑者等支援業務で対応できるようにしていく必要があると考えられる。

### ○検察・保護観察所（弁護士）・行政との共通認識に基づいた対象者の選定

- ・検察や弁護士会から「弁護活動との兼ね合い」が課題点として挙げられていることからわかるように、未決段階での関与は、それぞれの保護観察所・地方検察庁やその事件の決裁官、担当者によって考え方が異なり、その考え方に基づいて、被疑者等支援業務の対象者が選定されている。この事業は都道府県だけの問題ではなく、圏域をまたぐ広域調整も想定されているので、各ブロック単位、さらには全国での検討も必要と考えられるため、更なる協議を各地域で実施し、それぞれの機関が共通認識に立ち、『人』に左右されない形で、被疑者等支援業務を運用していく必要があると考えられる。

### ○受け皿の確保

- ・被疑者等支援業務の実施に当たっては、帰住先の確保が必要である。更に特別調整より短い時間での調整の中で、本来帰住先となるべき、更生保護施設や自立準備ホームが対象者を受け入れないということがある。また、ブロックによっては「女性を受け入れるシェルター」がないし、都道府県によっては対象者の受入が可能な更生保護施設がない等対応に苦慮しているセンターもある。保護観察所からも「受け入れ先の確保」がセンターに期待することとして挙げられているが、被疑者等支援業務のスキームは、保護観察所が関与することで、更生緊急保護を利用し、更生保護施設等の利用が可能となることが想定されていたことからすると、疑問もある。

### ○好事例の周知

- ・本事業の取り組みにより、関係機関と調整や実際のケース支援を通し、好事例があがってきている。今後全国で地域格差なく、被疑者等支援業務を実施していくためには、各センターでの好事例を、センターどうしだけでなく、関係機関にも周知した上で協議を実施し、各都道府県における事業の標準化を図る必要がある。



#### ○定着支援センターの認識の標準化

- ・センターの被疑者・被告人等への支援への認識は、地域によって異なっており、弁護士の弁護活動に協力する形で相談支援業務が中心的に実施されているセンター、福祉の視点を強調して弁護士からの依頼に消極的で、中立的に支援が実施されているセンター等があり、センターの支援のあり方に対する認識は全国的に標準化されていない。全国で標準化された支援を実施するためには、本事業の取組を全国のセンターに共有し、被疑者等支援業務の標準化を図る必要があるし、相談等支援業務から被疑者等支援業務に円滑に切り替えられるような各機関の協議・協力体制が必要である。

#### ○定着支援センターの存在の脆弱さ

- ・センターの事業は法定化されておらず、国庫補助事業である。費用の一部を都道府県が負担することになっているが、一部の都道府県においては都道府県負担分が満額負担されておらず財政的に困窮しているセンターもある。また、毎年、受託団体をプロポーザル方式で公募している都道府県もあり、事業の安定性が乏しい状況にある。このような状況の中、今年度は、年度途中の国庫補助金の満額支給がされなかったことにより、次年度の事業に不安を抱え、新規事業の開始に向けた職員配置に消極的なセンターも多い。

さらに、司法との連携強化にむけ、職員が専門的な知識・スキル等を習得する必要があるが、人員や予算の不足から、研修等のために時間を割けないセンターもある。

センターが、予算上の問題から適切な人材を配置できない状況が根本的な問題と言える。

---

# 提 言

---



## 【提言】～被疑者等支援業務に ALLJAPAN で取り組むために～

### ●被疑者等支援業務の支援件数の拡大に向けた各ブロック単位での協議の必要性

被疑者等支援業務及び相談支援業務において、対応する業務の違いはあっても、実際に支援を行う内容は大きく差がない状況である。地域生活定着支援センター（以下、「センター」という。）としては、対象となる対象者に対し地域生活に必要な福祉的なサービス調整を行い、より安定した生活環境を整える事が使命であり、司法制度においては、どちらか一方の制度に偏ることなく福祉としての立場で向き合うべきと考える。次年度からは弁護士会との連携もスタートする予定であり、厚生労働省におかれては、支援の必要性に即した支援対象者の選定が可能となるよう、また、相談支援業務から被疑者等支援業務に速やかに移行することで支援件数のカウントができるよう、検察、保護観察所等の関係機関との調整の上、柔軟な体制整備をお願いしたい。

### ●各都道府県・地域ブロック単位での協議の実施の継続

被疑者等支援業務が開始されて1年が経過し、各地域における協議の結果、地域の実情に応じたスキーム等が機能し始めている。本事業の結果から、課題としてあがった内容は、他地域において既に解決できている事例もあったため被疑者等支援業務について単に各都道府県内で内容を充実させる努力をするだけでは不十分であり、情報共有が重要である。また、圏域をまたぐ広域調整も想定していることから、今後は各ブロック単位での支援内容の共有・支援の質の「標準化」が求められる。各都道府県での関係機関との協議はもちろんの事、各ブロック単位、全国規模でのセンター間の協議・好事例の共有を企画する必要がある。

厚生労働省には、各ブロックにおける関係機関への好事例の周知や、全定協が呼びかける会議等への依頼があった場合は、各センター、関係機関が参加頂けるよう通達等のご支援をお願いしたい。

### ●関係機関における被疑者等支援業務の周知・好事例の共有

全国における検察・保護観察所の認識には、被疑者等支援業務がセンターの業務が予算措置となったことへの理解や、支援対象者の選定基準等に差がある印象がある。

また、処分、判決までという時間的な制約から、特別調整・一般調整対象者以上に、行政や福祉機関との調整が必要だが、行政機関の理解もまだまだ十分ではない。

センターは、引き続き、関係機関に対し、本事業の成果物を通して被疑者等支援業務の好事例を広報啓発する必要がある。

一方で、厚生労働省におかれては、検察・保護観察所・弁護士会・都道府県等への本事業の周知を引き続きお願いするとともに、総務省に対して、各自治体への積極的な働きかけをお願いしたい。

### ●保護観察所と協働した更なる受け入れ先開拓と受け入れ先への財政的なインセンティブの付与

被疑者等支援業務の実施に当たっては、帰住先の確保が必要であるが、時間的制約のある中での調整で、本来帰住先となるべき、更生保護施設や自立準備ホームが「障害や高齢の対象者」を受け入れないということがあり、対応に苦慮している。

保護観察所からも、「受け入れ先の確保」がセンターに期待することとして挙げられており、今後も引き続きセンターは更なる受け入れ先の開拓・ネットワーク構築を行う必要がある。

しかしながら、センターだけで、受け入れ先の開拓やネットワーク構築を行うことには限界があり、保護観察所と協働の上での自立準備ホームの登録促進等、新たな受け入れ先の開拓が望まれる。

さらに、更生保護施設や自立準備ホームが福祉的ニーズのある対象者の受入に必ずしも積極的でないのは、特別処遇分を含む委託費が必ずしも十分ではなく、人員体制の確保に慎重にならざるを得ないという事情もあると思われる。このことから、経済的なインセンティブとして、委託費の増額及び拡充

(特別処遇分の充実や人件費の付加等)が必要である。

以上から、厚生労働省には、成功例を持つ保護観察所における、自立準備ホームの開拓のノウハウを全国の保護観察所で共有できる仕組みの企画や、全国の保護観察所が自立準備ホームを開拓するための経済的インセンティブの必要性について法務省への申し入れをお願いしたい。

### ●被疑者等支援業務の実績の評価の仕方について

被疑者等支援業務は、圏域を跨ぐ広域調整が想定された事業である。したがって、各都道府県センターが同業務を実施できる状態が担保されるとともに、相互が連携できる体制整備が急務と考える。しかしながら、人口や地域に抱える刑事施設の性格や規模に応じた更生保護施設などの設置状況等の事情を考えれば、単純に「相談件数」だけでは評価しきれない。

センターが入口支援を実施するに至ったのは、出口支援に至る前に早期に介入する事で再び犯罪に至るリスクを回避できると考えているためであり、仮に実刑になるとしても出所後に再び社会的な孤立を防ぐ目的で支援に取り組んでいるセンターも多い。被疑者等支援業務を含む入口支援とは、地域住民としての課題認識のもと、関係する福祉・行政等の関係機関へのアプローチであり、地域福祉、ひいては地域社会の課題に対する取組ともいえ、その取組の結果として対象者が地域に定着できることで再犯防止に寄与できると自負している。単に支援件数だけ伸ばせばいいものではなく、どれだけ地域社会に対してのネットワークが構築できたか、連携できたのが重要であり、そのような地域課題に対する取組に対しても、予算算出のための活動として評価するようお願いしたい。

今年度事業化されスタートしたばかりの被疑者等支援業務である。今後、センターに対する予算算出基準の変更がある予定との事であるが、特別調整の実施体制の構築のときには全国にセンターが設置されるまで約3年を要し、その後も広域調整のための支援の標準化には時間を掛け現在に至っている。被疑者等支援業務は始まったばかりの事業であり、同じように育てていくためには、安定した経営基盤と、地域の実情に応じた各機関との連携などのための時間的な猶予が必要である。厚生労働省におかれては、被疑者支援業務が生成途上であることにご配慮の上、予算算出のための制度設計のご検討をお願いしたい。

---

# 調査データ

---



アンケート結果① 被疑者等支援業務に関する保護観察所における活動報告・定着支援センターにおける活動報告

ブロック	実施有 起訴 前・後別	保護観察所（報告分）		定着（報告分）		ルート別 件数	相談ルート ①通常ルート②弁護士依頼を定着が保護観察所に相談し、通常 ルートへ。 ③弁護士が検察へ相談し、通常ルートへ。④その他	
		重点実 施対象 者	内、被疑者等 支援業務対象 者	実 施有	実 施無			被疑者 等支援 業務対 象者
北海道・東北⑦	起訴前	28	10	5	2	4	4	①検察→保護観察所→定着
	起訴後	5	3			4	3	①検察→保護観察所→定着
	合計※2	<b>33</b>	<b>13</b>			合計	8※1	④検察(相談)→定着→保護観察所→検察→保護観察所→定着 ○全センター回答
関東・甲信越⑧	起訴前	19	8	5	3	16	14	①検察→保護観察所→定着
	起訴後	13	13			11	1	②弁護士→定着(相談)→保護観察所→検察→定着
						1	④親族→定着→保護観察所→定着	
						8	①検察→保護観察所→定着	
合計	<b>32</b>	<b>21</b>	合計	27※1	②弁護士→定着(相談)→保護観察所→検察→定着 ④保佐人→定着→保佐人(相談)→検察庁→保護観察所→定着 ④定着→検察庁→保護観察所→定着 ○2センター回答なし			
東海・北陸⑤	起訴前	6	2	3	2	2	2	①検察→保護観察所→定着
	起訴後	9	6			6	2	①検察→保護観察所→定着
						1	③弁護士(相談)→検察→保護観察所→定着	
						1	④弁護士→検察→病院→定着→保護観察所→定着	
合計	<b>15</b>	<b>8</b>	合計	8	④労役場→拘置区併設の刑務所→保護観察所→定着 ④弁護士→定着(相談)→保護観察所→定着 ○全センター回答			
近畿⑥	起訴前	7	3	4	2	3	2	①検察→保護観察所→定着
	起訴後	8	7			7	1	②弁護士→定着(相談)→保護観察所→検察→定着
						2	①検察→保護観察所→定着	
						2	②弁護士→定着(相談)→保護観察所→検察→定着	
合計	<b>15</b>	<b>10</b>	合計	10	③弁護士(相談)→検察→保護観察所→定着 ④弁護士→定着→保護観察所→検察(弁護士→検察)→保護観察所→定着 ○全センター回答			
中国・四国⑨	起訴前	5	2	1	8	1	1	①検察→保護観察所→定着
	起訴後	11	4			0	○全センター回答	
	合計	<b>20</b> (内4名は、前後不明)	<b>6</b>			合計	1※1	
九州⑧	起訴前	14	2	2	6	1	1	①検察→保護観察所→定着
	起訴後	16	4			4	4	①検察→保護観察所→定着
	合計	<b>30</b>	<b>6</b>			合計	5※1	○全センター回答

※1：「被疑者等支援業務対象者」として保護観察所が定着へ依頼したが、定着が「被疑者等支援業務」を未実施であったり、地域の事情や人員の問題により、他の機関が支援を引き受けたケースや「被疑者等支援業務に準ずる」ものを含んでいる場合もあるため、保護観察所（報告分）と定着（報告分）が異なっている。

※2：北海道は札幌定着・釧路定着を1とカウントしている。



アンケート結果② 相談支援業務（被疑者・被告人のみ）定着支援センターにおける活動報告

		実 施 有	実 施 無	起訴前後別件数	ルート別件数	相談ルート ①検察 ②弁護士 ③保護観察所 ④その他	
北海道・東北⑦	起訴前	6	1	13	3	①検察	
					3	②弁護士	
					2	③保護観察所	
					5	④その他（家族、警察等）	
	起訴後	6	1	10	1	①検察	
				7	②弁護士		
				2	④その他		
	合計			23		○全センター回答	
関東・甲信越⑧	起訴前	5	3	45	23	①検察	
					9	②弁護士	
					13	④その他	
	起訴後	4	4	14	1	①検察	
					11	②弁護士	
				2	④その他		
	合計			59		○2センター未回答	
東海・北陸⑤	起訴前	2	3	17	4	①検察	
					9	②弁護士	
					1	③保護観察所	
					3	④その他	
	起訴後	2	3	11	10	②弁護士	
				1	③保護観察所		
	合計			28		○全センター回答	
近畿⑤	起訴前	4	1	25	8	①検察	
					7	②弁護士	
					1	③保護観察所	
					9	④その他	
	起訴後	4	1	25	18	②弁護士	
				1	③保護観察所		
				6	④その他		
	合計			50		○全センター回答	
中国・四国⑨	起訴前	5	4	15	5	①検察	
					8	②弁護士	
					1	③保護観察所	
					1	④その他	
	起訴後	5	4	11	2	①検察	
				4	②弁護士		
				2	③保護観察所		
				3	④その他		
	合計			26		○全センター回答	
九州⑧	起訴前	8	0	38	12	①検察	
					19	②弁護士	
					3	③保護観察所	
					4	⑤その他	
	起訴後	6	2	22	3	①検察	
				17	②弁護士		
				2	③その他		
	合計			60		○全センター回答	

※定着が保護観察所へ、被疑者等支援業務の相談をしたが、対象とならなかった者も相談支援業務で対応している。

※県との仕組みによる支援ではなく、触法者以外の相談も含めてすべて母体法人で「一般相談」として相談を受けているセンターもある。

※相談支援業務を実施しているが、調査期間内に実績がなかったセンターも「実施有」に含まれている。

- アンケート結果③ 関係機関からの意見  
(連携状況と期待)
- アンケート結果④ 関係機関からの意見  
(被疑者等支援業務の課題と期待)
- アンケート結果⑤ 関係機関からの意見  
(好事例)

- ・上記アンケートについては、実際の現場の声を正確に伝えるため、可能な限り、原文のまま記載している。
- ・「被疑者等支援業務」は「同業務」と表記している。

## アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

### 【北海道・東北ブロック】

	定着支援センターとの連携状況
保護観察所 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要なケースについては、迅速・丁寧に対応していただいております、十分に連携できていると感じています。</li> <li>・当庁における入口支援については、事案が比較的少ないこともあり、今年度は現時点で定着に相談等を行ったものはないが、支援を検討するに当たり、定着に相談等を行うことを検討した事案があり、そのような場合には御協力をいただけると承知しており、連携は図られているものと考えている。</li> <li>・定着、地方検察庁及び当庁で、入口支援に関する協議及び意見交換を行い、今後、関係機関の連携の在り方及び当庁管内地域における支援ネットワークの構築について、連携して協議等を進めることとしている。</li> <li>・令和3年12月5日現在、ケースでの連携はなし。（令和3年9月21日、地検を交え、三者協議を実施）</li> <li>・令和3年6月21日及び同年10月20日に、地方検察庁、定着、社会福祉協議会及び保護観察所合同で、入口支援対象者等に対する支援のあり方及び業務手順の確認を行い、業務の迅速化と効率化のために打合せを行った。また、同業務支援対象者1事例について協力等の依頼を行った。</li> <li>・現在のところ、特別調整における連携が主であり、同業務については、1件のみである。</li> <li>・主に4号観察（保護観察つき執行猶予）で、更生保護施設に入所している人の、福祉の支援の相談をしている。</li> <li>・該当ケースは2件。精神障害疑いで身分証を一切所持していないケース。高齢に加え精神障害の疑いがあり、更生保護施設退所後の帰住予定先の調整について時間がかかることが予想されるケース。</li> <li>・保護観察所と定着で月に1回会議を開催し、特別調整対象選定ケース、出所までの期間が短いケース、更生保護施設入所等について相談・協議するなどの連携を図っている。</li> <li>・月に1回検察・観察所・定着で打ち合わせを行っている。</li> </ul>
検察庁 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定着とは、従前から、緊密で良好な関係を構築させていただいており、更生緊急保護手続に係る同業務以外の事案についても、相談支援業務として支援をいただいている。その他、各種福祉手続に関する相談にも応じていただいております、今後、更に緊密な連携を構築していきたい。</li> <li>・定着の運営協議会の委員として、運営協議会及び専門部会に参加し、同業務・相談支援業務の現状及び課題について情報を共有している。更生緊急保護の重点実施対象のうち同業務に該当する事案については、全て保護観察所に対して調査・協力依頼を行っている。</li> <li>・福祉の支援が必要な人を、定着に相談している。今まで入口支援では、帰住先が自宅の人が多い。</li> </ul> <p>更生緊急保護案件：保護観察所を通じて情報提供。勾留中に対象者と保護観察所、定着が検察庁等で面談した上、重点実施予定者に選定。その後、更生保護施設に入所となり、就労支援等を実施した事例2件あり。</p> <p>相談支援業務：保護観察所を通じて情報提供し、検察庁の入口支援の一環であるケア会議に定着が参加。定着においても見守り等の支援を行うこととした事例2件あり。</p>
弁護士会 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回の定着の運営協議会への参加、毎月1回の同協議会専門部会への参加、その他定着が主催する研修会への講師派遣等に積極的に協力している。</li> <li>・各弁護士が担当する個別事案において、入口支援等が必要な場合、各弁護士が定着と直接連絡を取り、被疑者・被告人の支援を実施している。逆に、定着が抱える事案について、弁護士が協力をすることもある。</li> <li>・同業務の実施に関しては、制度の利用方法や課題を確認するため、定着と弁護士会の二者で、令和3年8月5日に意見交換会を実施した。</li> <li>・被疑者の弁護士が直接、定着に相談・支援の依頼できる状況にある。また、弁護士会として定着と不定期であるが、協議会を開催している。</li> </ul>
その他	<p>（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定着との毎月の専門部会、関係機関での会議のほか、電話やメール等で随時やり取りを行うことにより、情報共有等を含む事業連携は図られていると考えている。</li> </ul>

### 定着支援センターへ期待すること

- ・定着との連携状況に関して、引き続き、御協力いただきたい。
- ・福祉サービスの調整
- ・高齢者や障害のある対象者への支援について、これまでの定着のノウハウを生かすことで、支援の幅が広がり多くの支援対象者の再犯防止につながるものと思料される。
- ・刑事司法からの円滑な移行のため、地域の福祉事業者が地域生活定着促進事業が進められてきた背景を理解し、福祉の課題として受け止め、協力してもらえるような素地、ネットワーク作り。
- ・高齢や障がいがあって、福祉の支援が必要な人について、相談をするので、協力をお願いしたい。
- ・各種手続等（住所変更、年金の申請等）の同行支援、本人が更生保護施設等に入所している場合、更生保護施設退所後の帰住先の調整。
- ・被疑者・被告人等が入居、入所できるGHや福祉施設等増やす働きかけをしてほしい。

- ・今後も、これまでで出口支援を行うに当たり蓄積されたノウハウを基に、検察庁と福祉関係機関との連携に当たり、調整機関として中心的な役割を担っていただき、各事案に対する適切なアドバイス及び福祉サービスへの橋渡し役をお願いしたい。また、国庫補助の関係もあると思われるが、職員数を増員するなど体制を強化し、国、地方自治体と福祉関係機関等とが円滑な連携を取れるような福祉のネットワークを構築していただきたい。
- ・再犯防止には、継続・長期的な取り組みが必要であり、その意味において定着が果たしている役割は大きく、今後も地域支援ネットワークにおける要としての役割を期待する。
- ・更生緊急保護案件は、宿泊保護委託の調整を優先し、保護観察所と連携して速やかに面談を実施するなどした上、確実に宿泊保護委託先を選定願いたい。

- ・昨年度まで実施されていた県再犯防止推進モデル事業では、多数の弁護士が定着と協力して入口支援に取り組むことができた。今後も、同様の取り組みを継続していただきたい。
- ・入口支援については、まだ認知度が低いと思われるので、社会福祉協議会等の関係機関に対して周知をお願いしたい。

県)

- ・今年度から新たに被疑者・被告人等支援が追加され、実際の支援における課題も多いが、罪を犯した者等が抱える様々な問題を踏まえた支援のノウハウや知見について、関係機関や福祉施設等に対する情報、意見の交換や関係の強化、連携等を期待する。

## アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

### 【関東・甲信越ブロック】

	定着支援センターとの連携状況
保護観察所 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入口支援にあたる更生緊急保護重点実施ケースでは、事案発生ごとの打ち合わせ、調査面接を同席し、調整後福祉サービスの円滑な利用に至っている。今年度制度運用に当たって検察庁や担当行政、対象者を受け入れる施設職員が参加した意見交換会を実施した。</li> <li>・起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施において、選定段階から定着職員に面接に同席していただき、その助言を受けている。また、重点実施対象者として選定し、更生緊急保護の措置を実施していく際にも情報共有しながら、必要とされる福祉サービスのアセスメント、サービス受給のための調整をして頂いている。</li> <li>・重点実施の対象とならない（対象としない）事例であっても、必要に応じて定着と保護観察所が連携する（保護観察所が定着の協力を得る）など、必要な連携は図られている。</li> <li>・連携は上手くやっている。情報共有もできている。</li> <li>・本年度3回定着、県庁、地検、保護観察所で協議会を実施し、連携を深めている。</li> <li>・検察庁から連絡を受けて、定着と情報を共有し、速やかに面接を行っている。更生緊急保護による委託保護開始も、随時情報を共有しており、面接の同行の他、関係機関との連携も行っている。</li> <li>・同業務については10月から正式に開始。10月以前は相談支援として保護観察所から2件相談あり、そのうち1件については検察庁とも連携し支援を行った。</li> </ul>
検察庁 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定着の今期の同業務は、保護観察所を介した更生緊急保護の重点実施等に限定されているが、検察庁からの直接の相談依頼を受け、被疑者等の面談等を行った上、福祉への連携等必要な支援を多数行ってもらっている。</li> <li>・意見交換をしながら連携を強化していきたい。</li> <li>・更生緊急保護案件について、保護観察所を経由して連携を取り合っている。</li> <li>・被疑者及び被告人に係る更生緊急保護事案については、これまで保護観察所と連携して実施してきたが、本年度からは、特に高齢者・障害者等の重点実施対象者を中心に保護観察所を通じて、定着に支援の協力を依頼し、早期対応をして頂いており、良好な関係が構築できている。</li> </ul>
弁護士会 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会と定着は連携が取れている。たとえ間違えていたとしても相談してみようという弁護士がいる。また、その事情を県も理解している。同業務は高齢、障害の条件があるので、「生活困窮」などの案件は、今後「再犯防止」の枠組みで取り組んでいかなければならないとして、県、市町村と調整中。</li> <li>・同業務について、弁護士会との連携の開始が令和4年度となっており、現在は、業務の開始にあたり、運用に関する事前協議を行っているところである。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>

### 定着支援センターへ期待すること

- ・業務遂行にあたって、現在の実効性を維持できるように、人材の育成等にも継続して取り組んでいただけることに期待したい。
- ・本人の特性に応じて、福祉サービスの確保や住居の設定など福祉の手立ての検討、本人のニーズにつながる福祉サービスの調整を行っていただくこと。また、それらの調整を通して、再犯防止の観点からも、司法と福祉の連携の必要性を福祉関係機関にもご理解いただくこと。
- ・更生保護施設及び自立準備ホーム入所後の支援対象者等に対して、必要がある場合の継続的な支援。
- ・支援対象者等を更生保護施設に入所させた場合、これまでと同様に更生保護施設（特に福祉職員）との連携。
- ・定着のネットワークを活用して、関係機関と当庁の顔つなぎの調整役や社会資源の新規開拓。
- ・重点実施に関わらないケースでも、困難ケースや更生緊急保護利用ケースに対するアドバイスを頂きたい。
- ・高齢、障害者への手厚い支援
- ・援護の実地市町村及び福祉事業者への調整など、福祉の専門家としての技量に期待している。

- ・入口支援は、時間的余裕がないにもかかわらず、現在のところ、相談依頼すれば基本的に受けてくれているため、今後も、これまで同様、継続的に連携して支援につなげていただければありがたい。
- ・現在、地検内でも検察官の勉強会を実施している。それによって制度や福祉への理解を深めている状況。今後も定着との連携の中で、助言等を求めたい。
- ・更生緊急保護で対応できない案件への支援をお願いしたい。
- ・定着からの情報提供により、同業務につながることもあることから、今後も情報を共有させて頂きたい。また、更生緊急保護以外の案件について、相談させて頂くこともあり、その際は御指導をお願いしたい。

- ・弁護人において、被疑者等に福祉的な支援が必要と考えた場合でも、福祉機関等との連携を図ることが困難なケースが少なくなかった。同業務が開始されることにより、福祉的支援に結びつくケースが増えることを期待する。

- 市町)
- ・「再犯防止」の枠組みで取り組んでいかなければならない案件があることは、県、市町村ともに理解しようと努めている。しかし、すぐに「実支援」は難しい状況である。よって、定着が協力していく。

## アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

### 【東海・北陸ブロック】

定着支援センターとの連携状況	
保護観察所 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定着開設時より入口支援は連携を図り行うようにしている。</li> <li>・当庁からの依頼・相談に迅速かつ適切に対応していただいている。検察庁から調査・調整協力依頼を受けた被疑者・被告人との面接も機敏に対応していただいている。</li> <li>・実刑判決、本人が希望しない場合などあるが、更生緊急保護の仕組みに沿って、柔軟に相談できている。</li> </ul>
検察庁 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接支援依頼を受けることがあり、保護観察所と協議し支援調整を行っている。（県によっては検察からの依頼を直接受けないケースがあると聞いている。）</li> <li>・同業務については、検察庁から調整・調査協力依頼（保護観察所を經由）により、定着職員が速やかに被疑者等との面談を実施、支援の方向性と定め、福祉的アセスメントの実施がなされている。検察庁としては、環境整備が遅れて支援に支障を来すことのないよう、身柄拘束後の早い段階で、定着の支援対象者となるかどうかを見極め、調査・調整の協力をし、定着との円滑な連携を図りたい。</li> </ul>
弁護士 会 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携・協力のための覚書を交わしており、毎月1回協議を行っている。</li> <li>・現在は、支援対象者に該当するのかも踏まえて、電話等で相談しながら連携を図っている。</li> </ul>
その他	<p>県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年10月に定着主催の地域生活定着促進事業連絡会に参加し、同業務に係る各関係機関等の取り組み状況や意見を共有した。今後も連絡会議等に参加していく。</li> </ul>

### 定着支援センターへ期待すること

- ・保護観察所では福祉的な知識や情報があまりないため、そういった部分で情報共有や協力をしてもらえると有難い。
- ・定着の役割を考えると今後も被疑者等支援で、具体的な支援を行える定着に期待するところが大きい。
- ・被疑者等を含む支援対象者が釈放された後の一時待機先として当庁管内更生保護施設等が活用されているところ、自立歩行が困難な高齢者、身体障害者に施設側が対応に苦慮する事例がみられ、介護、介助に対応できる一時待機先を協働して開拓願いたい。
- ・精神疾患で入院できる病院の開拓が望まれる。

- ・他県の検察との研修で、検察から直接定着に依頼をする流れを取っている県があると聞いた。手続きを簡略化するためにも、そういった方法が可能であれば検討してほしい。
- ・検察庁にとって定着は、今後より一層の連携強化が必要となる機関の一つであると考えられる。福祉的支援においては、早期発見、早期支援が有効で考えの下、被疑者等の支援についても、更生緊急保護の重点実施対象者だけでなく、同対象から外れた者や同対象者準じた者も幅広く支援対象とし、できるだけ早い段階で支援を開始できるよう、定着と検察庁を含む関係機関との連携が円滑に行われることを期待している。そして、地域社会で孤立しないための息の長い支援を実施し、対象者の再犯防止、社会復帰に向けた生活環境整備を図りたいと考えている。

- ・事案が発生した場合、早く電話等をいただき、連携していければと思う。
- ・釈放後の粘り強い関りに期待する。
- ・入口段階の支援について弁護士が共通認識を持つために、研修会や勉強会で話をしてほしい。

・なし



## アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

### 【近畿ブロック】

定着支援センターとの連携状況	
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年8月から同業務が開始され、個別ケースについては、新規で7件の支援等協力依頼を行った。同業務の開始前には、都道府県及び定着と共に、地方検察庁や弁護士会とも打合せ会議を開催したほか、同業務開始後においても、定着を中心として、都道府県、矯正管区、拘留所、地方検察庁と定期的な情報共有会議が開催されており、当庁も参加している。</li> <li>・出口、入口支援に関わらず必要に応じて連携している。引き続き、協議の場を活用しながらお互いに継続した取り組みを実施できればと考えている。</li> <li>・特別調整業務においては、連携をこまめに取っていただき、各ケースの調整、支援状況について情報の共有を図って頂いており、大変助かっている。</li> </ul>
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて個別ケースを中心に連携している。引き続き、これまで同様に連携できればと思っている。</li> <li>・定着は、平成25年度に当庁が入口支援に取り組み始めた当初から、更生緊急保護の実施に向けて、当庁を始めとする関係機関との連携に意欲的に取り組まれており、再犯防止・社会復帰支援に関して、大きく貢献している。</li> </ul>
弁護士会関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年（平成25年）10月から、定着の協力を得て弁護士による入口支援を行っている。本年11月までの入口支援のべ件数は191件にのぼる。定着と弁護士会が協働して作成した「入口支援チェックシート」を弁護士が弁護士会に送付し、チェックシートの内容等をふまえて、定着の担当者が、弁護士と行政や福祉機関との連携をコーディネートする、というのが具体的な内容となる。</li> <li>・本年度は一度、弁護士会と定着で勉強会を実施した。いくつかの事例を取り上げ、連携のあり方の振り返りや今後の連携等について意見交換することができた。今後も引き続き連携を図るため、このような機会を継続させていくことが重要であると思う。また、連携の形をフロー図で示すことができるとよいと思う。</li> </ul>
その他	<p>少年鑑別所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同業務、入口支援は重要であると思う。当所としては、地域援助業務の枠組みの中でスクリーニング検査等により、関わっていければよいと思っている。</li> </ul>

### 定着支援センターへ期待すること

- ・お互いを知るきっかけ作りとして交流できる場がもっとあればよいと思う。
- ・定着においては、地方検察庁と保護観察所において同業務の対象として検討したケースについては、すべて同業務の対象としていただいている。起訴猶予事案については、情報提供から2日後に釈放されたケースもあり、その他にも入院治療が必要なケースなど、様々な困難な事例があるなか、積極的に支援をしていただいているため、引き続き、積極的な支援をお願いしたい。
- ・特別調整の他、入口支援においても連携して頂き、福祉の支援が必要な人への支援が行えるようにしていきたいと考える。

- ・個別ケースにおいて引き続き迅速に対応していただけるとありがたい。
- ・入口支援として、対象者の居住先の確保や福祉的サービスの受給等のため、適切な受入施設等をコーディネートする必要かあるところ、更生緊急保護の実施主体である保護観察所において活用可能な社会資源にも限界がある中、定着には、地域に根ざした活動等により、多機関連携による支援を可能とするコーディネーターとしての役割を期待している。
- ・社会全体で支援していくような機運を高めるため、同業務の広報活動をして欲しい。地域での広報に加え、検察庁の研修会に定着が講義するなど、多様な方法で広報活動をしてもらいたい。

- ・十二分にご対応いただいているため、現状以上に定着に期待することはない。
- ・今後も引き続き、個別事件での連携や、協議会検討会等、交流の機会を継続して持ちたい。

・なし

## アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

### 【中国・四国ブロック】

定着支援センターとの連携状況	
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年4月から9月までの間で、検察からの「更生緊急保護の重点実施」に係る事前相談件数は2件、内1件について定着に協力依頼した。</li> <li>・常日頃から情報共有できており、非常に良い関係と認識している。</li> <li>・同業務実施以前から、入口支援に相当するケースの支援を保護観察所、定着とで連携して行っている。</li> <li>・本年度、重点実施対象者として選定したケースは無い。今後、執行猶予が見込まれるケースがあるため、福祉支援の必要性があれば調整を行いたい。</li> <li>・同業務の事業開始前ではあるが、県、定着、検察庁及び保護観察所との支援業務連携会議を定期的開催し、相互の連携を図っている。</li> <li>・同業務の事業開始前から会議を開催する等連携できる相談体制はある。</li> <li>・主催する会議において定着の会議と重複した内容の会議について合同開催での効率化や、会議において出席委員への状況や事例等の情報提供は、それぞれの議題として報告と協議ができるよう連携して実施している。また、保護観察所のケース検討において必要に応じ定着の出席を依頼し、意見を求めたりケースによっては相談支援で対応してもらうなど連携している。</li> <li>・連携できている。</li> </ul>
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同業務の事業開始前から会議を開催する等連携できる相談体制はある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>

### 定着支援センターへ期待すること

・1件のケースを通して感じたこととして、定着が釈放までの短期間で支援計画を立てることに躍起になってしまっている印象を受けた。ケースの見立てや支援計画について、もう少し定着、保護観察所の両方で協議する時間があっても良いのではないかと感じた。また、釈放後に本人の真のニーズが見えてくる場合もあるので、釈放までの短期間で詳細なところまで支援計画を立てる必要は無いのではないかと感じた。例えば、帰住先が無い者については、とりあえず入所先を調整する程度でも良いのではないかと感じた。なお、このケースについては、結果的に定着の見立てをもとにスムーズに地域の福祉的支援に調整がなされ、成功事例と言える。

- ・より一層の受け入れ先（居所）の開拓。
- ・地域のケースにおいても、福祉的支援の必要なケースが増えている。については、専門的なノウハウが必要な場合、一般調整として協力依頼することが想定される場所、可能な範囲で御協力をお願いしたい。
- ・検察から依頼が入った際に保護観察所が本人へ初回面接を行うが、なるべく定着にも初回面接から同席して頂きたい。但し、現実的にはスケジュール的に難しいのでは、とも考える。
- ・当庁所在地域以外に帰住を希望する人への支援。生活が安定するための寄り添い支援。
- ・検察庁が独自に福祉支援を行うケースについては、定着へ情報提供を行うこととする。
- ・全般として支援の動機付けが難しいと感じており関係機関が役割分担し、継続した働き掛けを行っていくことについて、今後協議していきたい。
- ・事業開始後の支援依頼数は多くは無いと思われるが、支援要請を行う際には、限られた期間内において、適切な福祉的手当の調整をお願いしたい。
- ・高齢・障がいだけでなく、生活困窮の方などもっと幅広く対応してもらえたら。
- ・更生保護施設や自立準備ホームに一時受け入れの場合、保護観察所より積極的に協力をを行う。
- ・特別調整対象者でない者が出所までに6か月を切った時点で急遽帰住先が無くなるなど、事情により特別調整としての対応を依頼しなければならなくなることもあり、部分的となっても福祉面で必要な支援や関わりといった柔軟な対応を期待。
- ・特別調整以外のケース、例えば保護観察所が対応しているケースにおいて福祉的支援が必要と思われる場合への関わりを今後も期待。

・釈放時に住居を持たない支援対象者が多いことから、宿泊供与につき、保護観察所へ依頼して更生保護施設又は自立準備ホームに入所する方法だけでなく、定着のネットワークを活用し、福祉関係機関・団体等が運営するシェルター等施設への入所も可能となることを期待する。また、複数の課題を持った支援対象者も少なくないことから、充実した重層的な伴走支援を期待する。

・重点実施対象者該当ケースは年に数件程度と見込まれる。起訴された場合は、おおむね1か月の調整期間があるが、不起訴が見込まれる場合は2週間を切る調整期間となるため、検察のみでの対応は難しい。

・弁護士から直接定着に直接依頼があった場合は、検察庁につないでもらえればと思う。検察庁と弁護士で話し合い、入口支援が必要という事になれば、検察庁から保護観察所につないで依頼するという形が取れればと考えている。（現在検討中である。）

・なし

## アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

### 【九州ブロック】

定着支援センターとの連携状況	
保護観察所 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同業務の対象となる可能性のあるケースが弁護士等から定着へ相談があり、定着から保護観察所へ当該ケースを相談した場合、仕組みとして保護観察所から地検へ打診するスキームができてある。</li> <li>・保護観察所へ検察からの相談で、同業務（重点実施）に結びつかなかったケースが2件あった。今後も相談は随時受けていくとともに定着への連絡を行っていく。</li> <li>・被疑者等が高齢者もしくは障害のある方の場合、社会福祉士の協定に乗せることが可能。それ以外の重点実施対象者として観察所に対応可能だが、まだ0件である。</li> <li>・定着・刑務所・更生保護施設・県保健福祉課で、年3回程度、定例会を開催し事例報告や連携強化の為に取り組みたいこと等を協議し情報共有を行っている。</li> <li>・重点実施・特別調整・一般調整のケースについて連携できている。</li> <li>・検察庁からの相談案件が多く、保護観察所と定着が連携して支援できている。勾留期間が短く、国の支援フロー例では書類のやり取りが多く対応できない部分もあるため、本県モデル（同意書徴取のみ）での実施が機能している。</li> <li>・関係機関との基本的な連携は保たれている。</li> </ul>
検察庁 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同業務においては、検察庁から直接依頼を行うことはないと承知しており、定着と直接的に連携はしていないが、観察所を通じて可能な範囲で支援の協力は行っていきたい。</li> <li>・保護観察所を通して定着と連携できている。今後の入口支援に向けて協議メンバーとして定期的に検討会へ出席している。</li> </ul>
その他	<p>（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃は電話等で対応している。入口支援についても、4者協議へ参加し連携は取れている。</li> </ul>

### 定着支援センターへ期待すること

- ・弁護士や検察庁からの相談に対し、重点実施の流れに沿える相談であれば随時相談していき、保護観察所へ繋ぐ。
- ・定例会をより効果的なものにしていければと考える。準備ホーム退所後の一般アパート選定時にまだかなりかぎられてしまうので、次回は県住宅課の参加を促せたら良いのでは。
- ・期待以上のことをしていただいているため、マンパワーが心配だが、これからも引き続き支援をお願いしたい。
- ・周知啓発を通じて広く同業務が浸透することを期待したい。

- ・入口支援について今後取り組みを進めて頂き、入口、出口問わず一連を通して支援をお願いしたい。

・なし

# アンケート結果④ 関係機関からの意見（被疑者等支援業務の課題と期待）

## 【北海道・東北ブロック】

被疑者等支援業務の課題	
保護 観 察 所 関 連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に見ても広域であり、なおかつ複数の保護観察所があり、今後の対応に苦慮しているところである。今現在、各地域におけるネットワークの構築を目指して各地域での懇談・意見交換を行っているところである。場合によっては、遠方に位置しているところに関しては、再委託も検討が必要になると思われる。また、広域であることから人員配置増、旅費宿泊費などが多大にかかるため、予算の配慮が必要になってくるものと思われる。</li> <li>・広域であるため、定着が支援を行うにあたり、距離的な問題から、迅速な対応に支障が生じることが少なくない。</li> <li>・管轄地域が広大であるため、限られた人員で、短期間の調整を行うことは困難であり、相談件数の増大に対応できるか、不安がある。</li> <li>・短期間での調整のため、福祉施設以外の住居の確保に苦慮している。</li> <li>・地域再犯防止推進モデル事業により、定着が検察庁、保護観察所からだけでなく弁護士からの依頼を受け、入口支援に積極的に取り組んでいたところ、当該事業が令和2年度をもって終了したことから、令和3年度については、同業務は保護観察所の更生緊急保護に基づく依頼により実施されることとなった。これにより、モデル事業での入口支援の実績件数に比して、同業務の実績件数が少なくなるとともに、更生緊急保護に該当しないケースは相談支援業務として対応せざるを得ない状況と聞いている。一方では、更生緊急保護は法令により定められた要件に基づき実施されるものであり、これに該当するか否かの判断は、いわゆる「地域の実情」により左右されるものではないことから、福祉支援が必要ではあるが更生緊急保護として取り扱えない対象者に対して、どのように関わるかを考えていくことが必要と思われる。</li> <li>・日程が極めて短い。</li> </ul>
検 察 庁 関 連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、更生緊急保護の重点実施として実施されているが、今後、実施要領に該当しない対象者に対する支援方法について検討する必要がある。（同事案については、定着の相談支援業務により対応していただいている。）</li> <li>・裁判になると、どうなるかわからない。調整しても、実刑になる人もいる。</li> <li>・処分の方針が決まらないときは、依頼がギリギリになる。難しいときは、断ってもらってかまわない。</li> </ul>
弁 護 士 会 関 連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度まで県再犯防止推進モデル事業を実施し、更生緊急保護の対象に限定せず、高齢者・障がい者であれば幅広く支援の対象として、定着と弁護士との協働体制が構築されてきた。しかし、令和3年度から開始された同業務は、対象者が更生緊急保護の利用者に限られており、要件が厳しく、該当しない事例が多い。今後は同業務の対象者を更生緊急保護の利用者に限定せず、モデル事業のような形式に広げていただきたい。また、現在の同業務では、検察庁→保護観察所→定着というルートで協力依頼がないと、同業務を利用できないことになっている。しかし、モデル事業の実績からすると、弁護士からの働きかけが端緒となる事例が多く、今後は弁護士からの協力依頼でも同業務の利用ができるようにしていただきたい。</li> </ul>
そ の 他	<p>定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同業務に該当するケースは、今年度当センターでは2ケースとケース数が少ない。対象が『更生緊急保護の重点実施の対象者』に限定されていることで、要件から外れた福祉等支援を必要としている人が定着や福祉関係機関と繋がっていないのではないかと懸念がある。また、昨年度まで当定着では『入口支援』を表立って実施していなかった経過もあり、地検や弁護士との連絡方法等について整備できていない部分も多い。今後、情報共有等も含めた協議を行うなど、更に連携を密にしていける必要がある。また、地検や保護観察所との協議により、地検や弁護士から個別相談があった場合は一旦保護観察所で、同業務に該当するか判断を仰ぐ形をとっている。今後ケースが増えれば、保護観察所の負担が増すことも予想される。</li> <li>・もともと、件数が少ない。国でも、案件が少ない。まず動き出して、双方協議のうえ、課題が生じたら対応していく。</li> <li>・定着に依頼したら終わりではなく、観察所と定着との面接等の時間調整が難しい。</li> <li>・市内であれば時間がなくてもすぐの対応はできるが、市外になった時の面接対応をどうするか検討が必要。</li> <li>・更生保護施設の協力に関してのハードルが高い。</li> <li>・拘置所面談に関して、法務省職員が同行しなければ時間が決められてしまい最後まで話が聞けない。1回目は検察庁同行で行っているが2回目以降はどうするか。</li> <li>・刑が決まっていなのに、どうやって本人同意を取るか。</li> <li>・支援に当たっては、対象者の犯罪経歴や病歴など、要配慮者個人情報を取り扱うことになるため、個人情報の収集や利用について、司法から福祉、国機関から自治体に対して、どのような手続きを経るのか曖昧になっている。また、同業務は、重点実施の枠組みの中で行われることとされているが、「対象、手続及び内容等について地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施することとして差し支えない」とされている。この「適宜変更できる」とされる内容が明確でなく、関係機関の間でも認識が異なっている。</li> </ul>

## 被疑者等支援業務への期待

- ・継続的生活指導
- ・定着の母体が行うネットワーク事業を含めた支援も可能となるため、同事業に参加する社会福祉法人からの多種多様な支援に期待ができ、刑務所出所者のみならず制度の狭間で支援が必要な人や生活困窮者などにも対応できるものと史料される。
- ・起訴猶予により釈放される場合は勾留期間が短く切迫することから、迅速な調整ができるよう日頃からの関係作りが必須と思われる。
- ・今後、該当するようなケースは、検察と保護観察所が協議して定着に依頼することになる。内々で打診し、書類が後先になっても、依頼したい。弁護士から定着に先に相談があっても、可能であれば、弁護士→検察→観察所のルートに乗せたい。型にはまった対応ではなく、柔軟に対応したい。
- ・支援経過中の状況報告を含む、緊密な連絡体制の維持。
- ・定着で被疑者・被告人等の入所できるGHやショートステイ利用等を確保しての重点実施とするスキームが理想的。
- ・定着が全国に出来るときに、各観察所ごとに一か所と声があり、後々には、各観察所ごとにしてもらえんと思いつてきた。
- ・出口支援は、刑務所所在地が明確であり、調整期間も6か月から8か月あり、計画的に調整が出来ていたので、何とかこなすことが出来ていたが、被疑者・被告人等の支援は、機敏な対応が求められるため、再度、各観察所ごとの定着の設けが望まれる。
- ・調整期間が短いことに加え、地理的な問題は大きな課題であるが、速やかな調整や地域連携の充実強化に期待したい。
- ・職員の増員。
- ・定着には、他県定着や社会福祉協議会などと連携し、支援対象者に適切なサービス提供がなされるよう、受け入れ先の開拓について協力願いたい。
- ・刑事司法からの円滑な移行のため、地域の福祉事業者が地域生活定着促進事業が進められてきた背景を理解し、福祉の課題として受け止め、協力してもらえるような素地、ネットワーク作り。
- ・保護観察所及び検察庁より、「本年度から重点実施の対象者が拡大された」とこと、「保護観察つき執行猶予（4号観察）は、重点実施の対象ではなかった」とこと、また「居住地のない人、適切な監督者のいない人は、裁判官の判断にはなるが、保護観察つきになることが多かった」とことの説明があった。そこで、4号観察の方は、「運営指針」第4の2被疑者等支援業務(2)の『重点実施対象に準じた者』に該当するのではないかと質問が出た。「質疑応答集」7被疑者等支援業務のQ&A7-2によると『重点実施対象に準じた者』とは「①重点実施予定者ではなかったが、起訴猶予、罰金、保護観察のつかない執行猶予で釈放された後、更生緊急保護の申出をし、要件を満たしていると保護観察所が判断した者」または「②重点実施予定者のうち、保護観察つき執行猶予の言い渡しを受けたが、判決の確定前に保護観察所が重点実施を行うことを決定した者」である。また、Q&A7-3では、「上記②の者は、判決が確定した場合は支援終了となるか」との問いに、「保護観察つき執行猶予が確定したことのみで支援終了ではない」と旨と、「重点実施予定者であった者が4号観察確定となっても、保護観察所から依頼があれば、被疑者等支援業務における『重点実施対象に準じた者』として支援対象になり得る」と旨の回答がある。従って、「4号観察の方も、場合によっては保護観察所の判断により、同業務の対象になる可能性があるといえる」との結論になった。該当するならば、同業務の支援対象が広がるのではないと思われる。

- ・昨年4月から、定着が更生緊急保護の重点実施の枠組みに組み入れられて同業務を行ってきたところであるが、検察庁の処分内容によっては、同支援業務として活用できないこともある。現在のところ、定着に相談支援業務として依頼させていただいているが、今後、更生緊急保護手続の対象外の事案についても、同業務として実施できるように対象者を拡充し、より効果的なものとなるように当庁の要望等も参考にして検討していただきたい。
- ・同業務の対象者となる要件が拡大されることを期待する。
- ・地検独自の入口支援の取組として、福祉機関等の他機関が参加するケア会議を実施しているが、定着からも同会議に参加していただき、支援対象者の孤立を防止するため見守り支援に協力願いたい。
- ・同業務として行える支援内容及び支援先の拡充。今後、弁護士からの支援依頼が追加される見込みであるが、弁護士及び検察官の両者ともが被疑者等の支援を必要と考える事案があると史料されることから、その際にいずれからどのように支援を依頼するかなどの基本的なルール作りの必要性もあり、定着、各弁護士会及び当庁の三者による協議会等の開催を検討していただきたい。
- ・再犯防止には、継続・長期的な取り組みが必要であり、その意味において定着が果たしている役割は大きく、今後も地域支援ネットワークにおける要としての役割を期待する。同業務の対象者となる要件が拡大されることを期待する。

- ・住居の確保（特に公営住宅の提供）という点で、自治体等の連携も強化して欲しい。

県)

- ・福祉的な支援を必要とする出所者等は複合的な支援を必要としている人が多く、地域生活に移行した後も長期的な支援が必要であるため、今年度から開始された層別支援体制整備事業において構築される体制との連携や、既存の相談機関、窓口など、市町村の関係機関との連携強化が図られることを期待する。

定着)

- ・居住支援協議会がもっと更生保護に協力できるような体制拡充。
- ・特別調整対象者や被疑者・被告人等がGHや福祉施設等に入所したら財源補助や助成する制度創設。
- ・業務内容を理解した職員を県の地域生活定着支援業務や再犯防止推進計画作成担当職員になってほしい。
- ・同業務の対象要件の緩和（福祉的支援が必要の方で、更生緊急保護重点実施に該当しない方も支援対象とできるようにする）。
- ・弁護士からの相談ケースを同業務に繋げる為の、全国統一のルートの整備。
- ・検察、保護観察所、矯正施設（過去入所歴ある方）から、書類等で対象者の情報提供が受けやすくなるような整備や理解促進。
- ・被疑者等支援に限らず、住まいの確保が従来から大きな課題となっているため、公営住宅への優先入居や入居基準の緩和、身元引受人がない方の身元保証制度等の拡充を望む。
- ・課題点の解決に向けて、今後、整理が必要と考えるが、個人情報の取り扱いや同業務の事業スキームについては、同業務が全都道府県にわたる以上、本県にとどまらず、全国的な共通認識が必要と考える。定着の運営は厚労省である一方、同業務を含む支援は法務省が関わる点もあることから、国が求める自治体や定着の支援への関わり方について、法的な整理を含め、明確化していただきたい。



## アンケート結果④ 関係機関からの意見一①（被疑者等支援業務の課題と期待）

### 【関東・甲信越ブロック】

被疑者等支援業務の課題	
保護 観 察 所 関 連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢、障害の疑いのある入口支援対象者の対象者の情報が速やかに保護観察所に伝わっていない場合がある。</li> <li>・ 検察庁の協力を得た重点実施の候補となる者の同意書の徴収の在り方</li> <li>・ 重点実施の対象とした者（しようとする者）が、他県に帰住する場合の重点実施の在り方</li> <li>・ 同業務は、スピード感を求められることから、同業務を実施するに当たって、迅速かつ簡易な方法で実施する仕組みの構築（地域の実情に即した対応ができることとされているが、同業務を行うに当たって省略できない業務の明確化が必要か。）。</li> <li>・ 同業務について、保護観察所から支援協力等依頼書がなくても、同業務に携わった場合は実績とする（電話聴取書等でも認定する）など、定着の業務実績の在り方。</li> <li>・ 実施件数が2件と少なく、定着、地方検察庁、保護観察所がそれぞれの役割や支援の実情を理解して連携を図ること。</li> </ul>
検 察 庁 関 連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の更生緊急保護案件の際の支援をお願いしたい。</li> <li>・ 更生緊急保護の重点実施等をするに当たり、被疑者の場合は、事件受理後、対象者の身上関係の確認、事件処分の見通し等を検討した上、更生緊急保護の手続をとる必要性について検討し、その後、被疑者から同意書を徴取して保護観察所につなぐという手順を踏むことになり、保護観察所につなぐまでに数日かかるため、残りの日数がわずかとなってしまっていることも多々あることから、検察庁から事前相談を受けた保護観察所と定着とが日程調整に時間を要してしまうと、十分な調整等ができなくなる事態が生じかねない。</li> <li>・ 地方検察庁では、定着に直接相談依頼するに当たり、被疑者等から、「専門家（定着の社会福祉士等）に対して情報提供をしてもらい、専門家の面談を受けることとなる」旨の同意書を徴取した上で、定着につなぎ、面談等を行って支援を求めているところ、その面談等の結果、更生緊急保護とすべきとの結論になった際、その時点で保護観察所につなげば、定着が得た面談結果等に基づき、保護観察所が更生緊急保護の重点実施等と同様の調整を行うことができることになるものと思われるので、同重点実施等の手続（同重点実施等用の同意書の徴取、調査・調整協力依頼書の送付等）は経ていないとはいえ、同重点実施を行ったこととしてもよいのではないかと思われる。</li> <li>・ 定着の職員数は多くないため、今後、依頼すべき案件が重なった場合、事実上支援を求めることができなくなる事態が生ずる可能性がある。</li> <li>・ 限られた短時間内で、どこまで支援の準備ができるか</li> <li>・ その時間内で、対象者と信頼関係を築くことができるか</li> <li>・ 弁護士からの支援計画書の調整</li> <li>・ 医療の連携をどのようにつなぐか。特に病識がなく受診歴がない人</li> <li>・ 他県の支援を望む場合について、どこまでの支援をするか</li> </ul>
弁 護 士 会 関 連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同業務の対象者・対象事件について、どのように選定するか定まっていないため、それにより対象者・対象事件が限定されてしまうことあってはならないと考える。また、対象者・対象事件となった場合でも、検察庁・保護観察所から、定着、弁護人に対し、適切な情報開示がなさなければ、円滑な業務の遂行が難しいと考えられるが、その点についても課題があると考えられる。</li> </ul>

### 被疑者等支援業務への期待

- ・（担当行政宛て）業務遂行に当たって、現在の実効性が維持できるように適切な予算措置が講じられることを期待したい。
- ・地方検察庁には、社会福祉士が配置されているが、地域生活定着からも助言をいただきながら、情報を共有して連携を図り、被疑者等を福祉サービスにつないで地域社会における生活を安定させること。
- ・引き続き、重点実施の対象とならない（対象としない）事例であっても、必要に応じて定着の支援が受けられる体制
- ・釈放前の被疑者等に対する面接への同席、その面接結果を踏まえた社会復帰後の被疑者等への生活計画に関する助言等。
- ・身柄釈放後、直ちに福祉的支援が必要になると予想される者に対する事前調整（支援を行うことが見込まれる関係機関への情報提供、関係機関の面接の同席の調整等）
- ・ケースの実績を重ねながら、その都度考えていきたい。
- ・障害の疑いのある者まで幅広く支援していただくことを期待している。
- ・検察庁から事前相談を積極的に求めたい。福祉支援が必要な事案をできる限り支援に繋げ、取りこぼしがないように努めたい。
- ・検察庁と保護観察所の連携をさらに深め、迅速な事務処理に努めたい。
- ・定着を中心とした同業務に関係する機関（行政や弁護士会等）との連携体制の構築。
- ・現在、定着は、4人の職員体制で、様々な連絡調整業務を行っているところ、今年度から同業務も加わり、業務の範囲が広がっている。そのため、職員の負担の増加はもとより、関係機関との連絡調整業務に支障が出るのではないかと危惧している。職員が増員されることで、職員の負担軽減及び更なる関係機関との連携等が期待できると思われる。
- ・事例を積み重ねながら、自治体や地方の福祉関係機関に同業務の必要性を理解していただき、司法と福祉の連携を強化させること。

- ・現在、同業務としては、更生緊急保護の重点実施等に限られているが、今後は、検察庁からの直接の依頼についても、同業務に含め、これまで以上のより良い支援につなげられればと感じている。
- ・まずはやってみないと分からない。
- ・更生緊急保護で対応できない案件への対応
- ・通常の更生緊急保護だとしても一度保護観察所に対象者自らが赴かなければならないが、当県は面積が広いので対象者が保護観察所へ赴く際の支援
- ・地検各支部から直接福祉サービス等提供機関につなげられる地元に着した支援
- ・今後も保護観察所や定着と連携して、迅速かつ適切な同業務に取り組んでいきたい。
- ・対象者の選定に関しては、様々な説明や意見を聞くことで、被疑者等の気持ちが変わる可能性があることから、検察庁としては、これまで通り支援対象者として依頼させていただき、本人との面談の際に、各機関における様々な支援に関する説明をお願いしたい。
- ・定着と直接連絡を取り合い、連携の強化につなげたい。
- ・支援の幅が広がり、対象者の支援の選択肢が広がること
- ・釈放後の支援が確実に、「生きにくさ」が改善していくこと
- ・対象者が孤独にならないこと
- ・対象者にとって、アドバイスをもらうことは生活の不安を改善できること（一人で考えていたこと、間違いに気が付かなかったことなどに気づくことができる）

- ・同業務を開始するにあたり、これまでの事前協議で、更生支援計画の策定は行うことはないことを伺っているが、ケースによっては、更生支援計画の策定についても、業務の内容とすることを検討していただきたい。
- ・これまで、当県では、入口支援に関し、弁護士会と福祉機関との連携を図る制度が存在しなかったため、同業務により、福祉的支援に結びつくケースが増えることを期待する。また、そのために、対象者の選定段階で、障害の有無が明らかでないが、弁護人において、福祉的な支援が必要と判断しているケースや、既に福祉的な支援を受けていたとしても、いわゆる入口支援としての支援を受けることが困難であるケース等、同業務を行う定着が入口支援として積極的に関与し、福祉的な支援につなげるべきと考えられるケースについては、広く対象とする運用となることを期待する。
- ・起訴後の相談になり実刑が濃厚になってしまうと検察庁としても福祉関係者に相談しない状況かと思われる。しかし定着としては実刑になっても釈放時の特別調整につなげられるように被告人段階でも支援を継続したいと考えている。この部分は弁護士と協力し更生支援計画を作るなどが刑務所へ情報が引き継がれることにつながることはわかっているので、検察庁からも特別調整の必要性があることを次へ引き継ぐ対応をしていただくことで入口から出口へ切れぬ支援ができることが期待される。

## アンケート結果④ 関係機関からの意見－②（被疑者等支援業務の課題と期待）

### 【関東・甲信越ブロック】

被疑者等支援業務の課題	
その他	<p>定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾留中に被疑者等本人が薬を服用している場合、釈放後に次の通院につなげるまでの薬が必要。</li> <li>・ケースごとの支援に必要な事前情報の共有が必要。</li> </ul> <p>具体例：住所登録、健康状態、入院歴、既往歴、処方薬、領置品リスト（身分証明書・障害者手帳・通帳・印鑑・衣類等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釈放日時の連絡共有（特に勾留・勾留等が行われる場合）</li> <li>・事前面談の日時が釈放日に近いケースもある為、釈放までの役所等との調整が難しい場合がある。</li> <li>・事前面談の時間が30分程度であると、ケースによっては時間が足りず、支援に有益な情報まで聞き取れないことがある。</li> <li>・役所・受け入れ施設等とも事前面談同席の上、調査・面談が行われる方が円滑な支援に繋がると思われる。</li> <li>・勾留時に服用していた服薬を釈放時にもって出ることができない。</li> <li>・重点での相談では資料を加工して書面でいただけるが、相談業務では資料をコピーしていただくことができない。</li> <li>・地方検察庁では社会福祉士への助言のための同意書があり、その同意書と重点の同意書が違うため、どちらかの同意書をとってあると、途中から違う相談に切り替えられない。</li> <li>・「各県の実情に合わせて取り組み」で被疑者・被告人支援を行うことになっているが、重点で支援しないと予算執行されず、相談業務になってしまう現状は各県の実情に合わせた取り組みとはそぐわないのではないか。</li> <li>・拘置所・留置所で面接する際に、面接者の免許証などの身分証明書を提示すること、また職場の住所を記載することでよい場所と、そうでない場所があり、一律に業務の範疇での面接なので個人情報も明示することなく面会できるような対応をお願いしたい。</li> <li>・各市町村に同業務が定着の業務に組み込まれたことをしっかりと広報できていない。</li> <li>・更生保護施設が障害・高齢者を含め断ることが多い。</li> <li>・これまで、弁護士会との接点はほとんどなかったが、今後、勉強会などを通してネットワークを構築をしていくことが必要と考えている。</li> <li>・現在、県弁護士会と県社会福祉士会との勉強会を定期的に行っている。</li> <li>・支援期間の短さを考慮すると自立準備ホームの不可欠と思われるが、県内の社会福祉法人の自立準備ホームの登録が少ない。また、毎年度、年度後半になると保護観察所における自立準備ホームの予算が切れてしまい、利用日数が制限される。</li> <li>・社会福祉法人における自立準備ホームの登録の促進と、自立準備ホームの予算の拡充が課題かと思われる。</li> <li>・定着に相談する側は、「高齢者、障がい」の有無に関わらず、困っているから相談してくる。「その相談はウチではありません」ということなく、一緒に考える対応をしてきた。そんな中「再犯防止推進計画」が策定され、市町村にも担当がおかれた。「被疑者等支援」の相談は、高齢、障がいの方もいるが、「生活困窮」の方が多かった。本来であれば「再犯防止」の枠組みで取り組んでいかなければならないのではないか？と考える。しかし、現実には県も、担当がおかれた市町村も、それら支援のノウハウはなく、できないことだらけになってしまう。よって、定着が協力すると県に示したが、実際には、定着が主導ですべてをやらなければならない状態である。少しずつ、理解と協力を求め、ゆくゆくは、「再犯防止」の案件は県と市町村が主導し、本来の「被疑者等支援」の案件は定着が主導する。それぞれの案件では、主導ではない側が協力していく状態にしていかなければならない。数年毎に部署移動となる、県、市町村とどのように相互理解していくかが課題である。</li> </ul> <p>1 対象者の選定に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被疑者等支援業務を依頼するにあたっては、連携機関において、本人にとってより良い支援に向けて取り組んでいるところであるが、本人が支援をかたくなに拒む事例もあり、検察庁においても説得を試みるものの、結果的に支援には至らずに終わる事例もある。</li> </ul> <p>2 入口支援のシステム作りの途中であり、様々な課題がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報が少ない。面会場所や人数制限など。受け皿の拡大。入口支援の範囲の拡大。弁護士との連携など。</li> </ul> <p>3 医療に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾留中は薬の処方是可以するが、釈放時の薬は処方されない為、早期に医療につなぐ必要がある。また、対象者の中には保険証やお金（生活困窮）を持っていない方もいる。糖尿病、心疾患など命に関わる薬を飲んでいる方、精神疾患があり、薬を飲むことが安定につながっている方もいる。また、透析やインスリン注射など、薬だけではなく、特別な医療が必要な方もいる。留置場であれば警察、拘置所であれば矯正施設の協力が必要。また、早期に医療に繋ぐことができるように市町村や医療機関の協力も必要。</li> </ul> <p>4 予算の問題</p>

## 被疑者等支援業務への期待

定着)

- ・予算がついたが、今後、定着支援事業と同様に「傾斜配分」となることも予想される。当初から「保護観察所からの依頼」に違和感があったため、弁護士からの相談も保護観察所に報告して「後付け」の依頼ですすめていけると考えていた。しかし、実際は6件の相談について、「後付け」の依頼されることなく、結果「一般相談」となった。保護観察所の関わり方について、他県の様子を参考にしたい。
- ・障害者の場合、地域生活移行個別支援加算を受けるためには、矯正施設もしくは更生保護施設の退所がその要件とされているが、自立準備ホームを退所した場合も同様の扱いとしてもらえることを期待する。
- ・令和3年9月より同事業開始。まずは、実績を積んで検証していきたい。
- ・県、市町村に実情を理解してほしい。一本の電話から始まる相談について、どのように動き、支援体制を整え、何をどこまでやるかなどなど。当県だけかもしれないが、現在の保護観察所の動きは、明らかに「後退」していると強く感じる。
- ・私個人の意見ではあるが、弁護士、警察官、刑務所の刑務官など、私たちと現場で会う方々は、数年前より明らかに「できる」、「やろう」とする範囲を広げている。自分のできるを広げることで、他者の負担を減らせる。そう考えると、保護観察所は「できない」、「やらない」の範囲が広がっている。
- ・入口支援のシステムや医療に関しては県内の関係者だけでは解決が困難なものも多い。全国的な統一ルールが必要な内容もあるので、改善に向けて、協議してほしい。
- ・予算について、都道府県によって格差があるのはおかしいと思う。国から都道府県へ強く働きかけをしてほしい。

## アンケート結果④ 関係機関からの意見（被疑者等支援業務の課題と期待）

### 【東海・北陸ブロック】

	被疑者等支援業務の課題
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度上、情報開示や時間的猶予など特別調整でできていることができない。</li> <li>・県には居住支援法人を増やしてもらいたい。公的な県営住宅や市営住宅の入所のハードルが高いため、入所条件について緩和してもらいたい。</li> <li>・検察官と弁護人の考える被疑者等に対する支援又は利益に相違、対立がある。例：検察官 重点実施の支援のため、勾留延長申請（実例はない） 弁護士 身柄拘束延長は本人の不利益。</li> <li>・（更生保護施設）更生保護施設へ弁護士から直接依頼がくることがあった。弁護士と検察が協議し、保護観察、更生緊急保護の流れを作ってくれたらありがたい。</li> </ul>
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援事例がまだ少なく、課題がはっきり見えていないところだが、支援を実施するに当たり、各機関の担当者が気づいた問題点や他の機関に対する要望等について意見交換会ができる機会を設け、情報を共有することで円滑な連携が図れ、より良い支援ができると考えている。</li> </ul>
弁護士会関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生緊急保護の生の実態がわからないので、釈放後に何もかもお任せして本当に大丈夫なのか気になっている。実態をよく知っていれば、もっと沢山ご紹介できるし、法廷での弁護活動にも自信が持てる。一度、視察などをさせていただきたい。</li> <li>・弁護士自身で生活保護申請に同行したり、施設を手配したりするパターンとの使い分けをどうするべきか、悩んでいる。もちろん円滑な点では、更生緊急保護だが。</li> </ul>
その他	<p>定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実刑判決になった方、福祉支援を望まない方など、支援の必要性があっても、依頼につながらない場合がある。</li> <li>・重点実施予定者に選定されなかった方でも、釈放後に関係機関からの連絡によって支援が必要であったことが判明する場合がある。</li> <li>・釈放まで時間的な制限があるため、医療情報など、本人支援に必要な情報が得られない場合がある。</li> <li>・釈放まで時間的な制限がある為、本人との信頼関係の構築が難しい場合がある。</li> <li>・検察、観察所で重点実施の対象者として選定しても、更生保護施設が入所不可と判断する場合がある。更生保護施設が入所不可の場合、支援が必要と判断され、本人が支援を希望された場合であっても、支援する事が困難である。</li> <li>・対象者等の情報を得られる時期が遅れる要因には、福祉的支援が必要な者であるのか、制度の狭間にあることが考えられる。事前に現況を踏まえた、柔軟な協議を行えるよう関係機関との協議の場を構築（対象者がいる、いないに関わらず司法機関との情報共有の場）することが急務である。今後、4者ないし5者協議を踏まえた、「連絡会議」の構築に向け、保護観察所と連携していく必要がある。</li> <li>・弁護士からの相談において、福祉的支援が必要と思われる者が散見されるが、重点実施予定者等に挙がってこないのが現状である。そのために協議の場が必要であると史料する。</li> <li>・現在、重点実施予定者又は重点実施対象者に対する支援において、どこまで支援を行うのか、不明確なこともあり、釈放後に犯罪に至ってしまったケースがあったことから、今後、支援の在り方について検証していく必要がある。</li> <li>・例えば、弁護士等からの相談があった場合、従来の相談支援業務として福祉的支援が必要と判断すれば対応は可能であるが、その際に更生緊急保護の対象にならないと考えられ、観察所との連携もない状況では支援が困難であることから、弁護士から保護観察所への相談も含めた支援過程の見直しと構築が必要であると史料する。</li> <li>・帰住場所確保のため、フォーマルな社会資源だけでなく、インフォーマルな社会資源の開拓及びネットワークの構築に向けた取り組みが必要である。</li> <li>・検察庁の支部単位をどうするか。保護観察所は、支部単位にそれぞれ設置されているわけではない。支部単位で、保護観察官が面談を実施している時間的な余裕がない。支部単位のケースについては、事後的に更生緊急保護申出があった場合に『準ずる』の形で被疑者等支援業務に乗せていくことも検討しなければならないかもしれない。</li> <li>・未実施である為、まだ各機関の理解度、期待値が様々である。今後ケースを積み重ねることで共通の課題が見えてくるのではないかとと思われる。</li> <li>・入口支援に限ったことではないが、高齢、障がい者が故に、中間施設（特に更生保護施設）に受け入れてもらえないケースが散見される。</li> </ul>

### 被疑者等支援業務への期待

- ・官民共同での地域におけるネットワークの構築による生活の安定を図り、再犯防止につなげること。
- ・同業務について弁護士会、福祉・医療関係者にも周知を進め、当庁及定着に両者から相談があった場合、情報を共有し、検察庁へ事前相談の対象になるよう働きかけたい。

- ・受入れ先について課題があるのであれば、他県定着のように母体法人として自立準備ホームなどの受入れ先の確保を検討してほしい。

- ・それぞれの機関がどのようなことが得意なのかを知り、連携・協力を図ることができればよいと考える。
- ・検察官と弁護人で、更生緊急保護の必要性があるか協議し、検察から保護観察所に相談してもらい流れが望ましいと考える。

定着)

- ・今年度の実績等を基にして今後弁護士会からの依頼も受けるようになるなど、検察ルート、保護観察所ルートと共に多様なアプローチになることも予想されるため、その際は仕組みを明確にしてもらいたい。
- ・〇〇から定着に依頼という一方通行ではなく、チームとしてアプローチできるような仕組みがあると、お互いに経験と意識が深まるのではないかと考える。
- ・まだ始まったばかりの業務であり、支部単位も含めて、とりあえず、出て来た事例に応じて、その都度、できることを関係機関で試行錯誤し、考えていくことが重要。
- ・それぞれの機関の特徴や得意なことの理解、横の連携を取るにより個々のケースで円滑な支援調整を目指す。
- ・ケースによっては情報開示など根拠に沿った上で、柔軟な対応ができるようになればよい。
- ・官民共同での地域におけるネットワークの構築による生活の安定を図り、再犯防止につなげること。
- ・検察、観察所、弁護士会、定着において定期的な会議を開催し、支援について独自の仕組みや体制を考える。
- ・関係機関へ入口支援に関する普及啓発活動を実施することで、支援が必要な方の取りこぼしがないよう努めていく。
- ・更生保護施設以外の受け皿の確保に努めていく。
- ・各機関で横のつながりを持つことが重要であり、今後協議を継続して行うことが必要であると考える。

## アンケート結果④ 関係機関からの意見（被疑者等支援業務の課題と期待）

### 【近畿ブロック】

被疑者等支援業務の課題	
保護観察所関連	・保護観察所、定着、検察庁、弁護士会等の関係機関で、同業務について、当県の実情を踏まえた運用等について検討する必要がある。
検察庁関連	・検察庁として、定着が行う同業務の課題点はずまびらかでないが、当県は県域が広く、北部に所在する定着に配置された少人数の職員が、中部・南部方面の対象者に対しても、充実した同質の支援を行うには、相当の負担があるものと懸念している。
弁護士会関連	・なし
その他	定着） ・同意書の運用方法 ・弁護士と定着との関係 ・面談場所の確保（遮蔽板なしの面談室の確保など） ・ケースの終了の考え方 ・医療面（健康診断、PCR検査、診療情報提供書、釈放後数日の処方薬） ・在所証明書の発行 ・釈放時の連携、役割分担 ・地域、圏域によって事業理解の格差について ・継続した支援を実施していく上での人員について ・同業務の対象について ・今年度はまだ予算がついていない。 ・弁護士から定着への依頼により当業務の対象となるケースはあるが、「検察→保護観察所→定着」ルートでの依頼は今のところ無く、ルート整備が必要。

### 被疑者等支援業務への期待

・現在、政府は「満期釈放者対策」に力を入れている。一方で、刑事司法の入口段階にある人に対し、必要な支援を行い、もって再犯防止に繋げることも非常に重要なことと捉えており、関係機関が今まで以上に連携を図っていく必要性があると思う。

・本年度においては、被告人段階において支援を開始し、勾留場所が拘置所であったケースが大半であった。被告人段階での面会については、拘置所の規則により、遮蔽版付きの面会室であることが求められているが、遮蔽版付きの面会室でのやり取りには意思疎通に支障が生じる場合があることや、ADLの動作確認が適切に行えないなどの課題が認められる。法務省側の機関としても、この課題について問題提起し、改善を図っていきたいが、同業務の全国的課題として認識していただきたい。

・同業務で福祉的支援が必要な人に適切にサポートが受けられる様にしていくことで、再犯防止に繋がるものと思われる。

・システムや制度、人の力、それらが非常に重要であると考えている。互いを知り、垣根を超えた連携が必要であると感じる。

・保護観察所との連携強化により同業務を一層充実させると共に、検察庁等からの支援依頼による相談支援業務により、釈放後に重点的な福祉的支援を必要とする被疑者等について、更生緊急保護の重点実施候補者として頭出しするなど、相談支援業務と同業務との連動が図られることを期待する。

・入口支援には行政の協力が不可欠であるが、「身体拘束中の被疑者・被告人については対応しない」「被疑者・被告人の罪が軽くなるような対応はできない」等の、入口支援の意義を理解していない行政が協力を拒否する事案が散見される。行政の誤解を解くために、定着担当者や弁護士が説明したり、県から各市町あてに入口支援への協力を求める文書を送付したり、過去には行政向けの研修会的なものを定着と弁護士会が行ったこともあったが、抜本的な解決にはほど遠い状況である。定着や県、弁護士会による対応には限界があるため、国レベルで、各市町村に対し、入口支援への協力が不可欠であることを周知徹底する方策を講じていただきたい。

・入口支援の対応は大変だと思われることから、業務量に応じて、人的物的な体制の増強がされるよう希望する。

定着)

・関係機関で集まり、課題の検討会や勉強会の開催。

・検察庁に福祉職を配置して欲しい。

・勾留中の面接時間延長や、医師の診察が必要となる場合が多い。また障害者手帳や福祉サービス申請をスムーズにおこなえるように、警察署や拘置所、医療機関等の協力を得たい。

・地域や圏域等に対して理解を進める取組(普及啓発等)を積極的に実施していくことが望ましい。

・事業の必要性を明確にし、実践を重ねながら実績を残していくことが重要である。

・月一回の会議を開催し、ケースを通して、課題や問題点については、現場判断でできることは、できるだけ速やかに改善を心掛け、各セッションでの判断や決裁が必要なことは、持ち帰って次回会議で再検討できるよう対応している。また、現場で判断できないこと、については、上級所管部署(地検→法務省刑事局、保護観察所→保護局、矯正管区→矯正局)を報告し、事業改善に取り組んでいる。この会議に委託元も参加し、指導も仰ぎながら事業を推進しているが、全国レベルで検討すべきことや、ご指示いただきたいことについて、厚生労働省にも相談しているところだが、現時点では現場で判断するようにとの指示にとどまっており、戸惑うことも少なくない。全国的な広がりや、定着が安心して活動するためにも、サポート体制の強化を期待する。



## アンケート結果④ 関係機関からの意見（被疑者等支援業務の課題と期待）

### 【中国・四国ブロック】

被疑者等支援業務の課題	
保護観察所関連	・なし
検察庁関連	・現状、同業務を依頼できるのは、更生緊急保護の重点実施対象者のうち高齢又は障害のあるものとなっていることから、検察庁から直接に同業務を依頼できないほか、対象者が限定されており、検察庁としては十分に活用できる環境にない。
その他	<p>定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検察庁、保護観察所とどのように深い連携を図ることができるのか（風通しの良い関係性となれるか）。</li> <li>・定着事務所が設置されている県東部から距離のある県中部・西部の支援をどのように行うかと、さらなる地域の支援者との関係作り。</li> <li>・県事業である更生支援コーディネーター派遣事業との連携</li> <li>・出口支援では矯正施設とも連携しながら時間をかけて対象者の情報を収集できるが、入口支援においては短時間での情報収集が求められる。</li> <li>・同じ事件で、検察・弁護人の両方からも依頼が入ってくる可能性があるため、整理が必要。</li> <li>・更生緊急保護の重点実施対象者が少なく、現行の国の同業務のスキームに該当するケースがない。同業務として整理するためには、「地域の実情に応じた」方法による事業実態に向けて、関係機関の調整が必要。</li> <li>・限られた身柄拘束期間での円滑な業務実施の可否</li> <li>・住居を持たない対象者が発生した時の緊急受け入れ先の確保</li> <li>・職員体制の充実に伴う財政的支援（国費及び県費）の安定的確保</li> <li>・入口支援業務に係る職員のスキル不足</li> <li>・財政がしっかり決まらないと人員確保も難しく、準備もできない。財政の安定的確保が必須。</li> <li>・弁護士からの依頼をどう対応していくのか。</li> <li>・来年度予算が決まっておらず、人員配置についても未定の為、開始時期を決める事ができない。県と協議していきたい。</li> <li>・厚生労働省から示された同業務については、フローには保護観察所からの依頼との流れが示されているが、地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施することとして差し支えないとの記述から、地方検察庁・保護観察所と県・定着で実施について協議している。</li> </ul>

### 被疑者等支援業務への期待

・これまで、再犯防止モデル事業として、定着が主体的に入口支援を行っていた所、今年度から保護観察所も加わる事となったため、今後の進め方については、ケースを通して検討していきたい。

・受刑者と異なり、裁判の期日までの短期の間に様々な調整が必要となってくると思われる。裁判までの刑事手続きの流れについて、共通認識が必要。

・被疑者等支援の発出は、県独自の取組である弁護士や更生支援コーディネーターが起点となることもあるところ、弁護士や更生支援コーディネーターとの連携のため、相互の業務を理解する機会が必要と思われる。

・同業務を実施しても、裁判の結果、実刑となるケースも想定される。そういった場合、受刑中からの支援について、刑務所も含めて、どのように支援を継続するかを、あらかじめ弁護士や更生支援コーディネーターと打合せを行う必要を感じる。

・捜査の段階で、本人の福祉支援に必要な基本的な情報が収集できていると、その後の調整が円滑になる。

・特別調整のフォローアップ業務のような、居住地確保後の継続した支援。

・同業務の事業開始に伴い、当庁とともに、特に高齢者又は障害のある方が適切な福祉サービスを受給できるよう、引いては再犯率の低下が図れるよう期待する。

・更生緊急保護の対象である福祉的支援の必要性が高い者も多く定着の大きな関りや支援。また、福祉的フォローアップが必要な対象者についても広く同業務としての対応を期待。

・支援対象者の要件を緩和し、生活困窮者、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者すべてを対象としたうえで、当庁から直接、標記支援業務を依頼できる取扱いとしていただきたい。

・現在は重点実施件数は少ない。実際に件数を重ね、事例ができることで深く意見を交わすことができるようになってくると思われる。

・同業務の対象にならない方の中には支援が必要だろうと思う方がおられる。対象外・希望しない方にどう地域に繋いでいくことができるのだろうかと思っている。地域の機関に相談しても「何を求めているの？」と言われる事がある。問題点がはっきりしている方はいいが、はっきりしない方など、何かにつながってほしいと思われる方の相談もできるようになればありがたい。

定着)

・検察庁、保護観察所等との意見交換会を県主管課主催で今年度1月末開催予定。来年度から定期的実施できればと期待している。

・今年度実施した同業務の仕組みを利用しつつ、今までモデル事業で行ってきた入口支援も同業務としてカウントできるようになったらよいと思う。

・2月に県西部の相談支援専門員対象のスキルアップ研修会にて定着職員で講師として参加するので、意見交換やグループワークを通して現場の方たちとの繋がりを持てればと思う。

・捜査の段階で、本人の福祉支援に必要な基本的な情報が収集できていると、その後の調整が円滑になる。

・10月に地方検察庁からの依頼により、相談支援業務として1件、試行的に対応した。試行であったが、実施して分かったことも多くあったことから、関係機関(観察所・地方検察庁)と連携して、まずは定着の支援実績を積み重ね、業務の幅を広げる。

・事業開始に向けた課題点を処理し、関係者との連携と事前の事務処理方法の検討を行うことによって業務を開始したい。

・安定的な予算の確保と自治体との密な連携

・来年度の開始時期等が決まった段階でまた話し合いをさせてもらいたい。弁護士の参加はその時に検討。

・地域の実情に応じた方法に適宜変更して実施することも差し支えないとの記述があるが、一定モデル的な取り組みなど参考となるものを例示してもらいたい。

## アンケート結果④ 関係機関からの意見（被疑者等支援業務の課題と期待）

### 【九州ブロック】

被疑者等支援業務の課題	
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検察庁が弁護人の弁護活動にどのように関与できるのかが課題と思われる。</li> <li>・弁護士からの依頼について、保護観察所としては起訴後に、受け入れできるとは言いえない為、検察側に更生緊急保護について打診をしてもらう形が望ましいが、弁護士側とも一度協議する必要がある。</li> </ul>
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要性があり、検察側から本人へ支援の必要性を促しても、本人が希望しない場合や、何とか理解し保護観察所まで出頭させるが、保護観察所で本人が断るケースもあるなど、検察庁の段階で本人へ支援の必要性を理解させる点で課題がある。</li> <li>・検察庁としては、勾留中の新規対象者との面接は1回を基本としてほしい。保護観察所、定着合同にて1回の面接を基本とするが、短期間での日程調整で面接が可能か課題である。また、検察の調べに重ならない限りは、警察署が遠方の場合には更に日程調整が厳しくなる。</li> <li>・検察庁の入口支援も、弁護士による入口支援も、再犯防止に向けた支援という点では目的は同じであるものの、被告人段階における支援を例にすると、弁護人が実施する入口支援は、裁判において、刑を軽くする意味での情状のための弁護活動であるのに対し、検察庁のそれは、情状弁護とは一線を画し、あくまでも、判決後の生活支援であって、支援の位置付けが異なる。そのため、検察庁が弁護人の弁護活動にどのように関与できるのかが課題と思われる。</li> <li>・検察庁でも全部の事件に目を通すのは難しい。特に起訴するか処分が不明確な場合は、検察庁も動きづらい。</li> </ul>
弁護士会関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会において、同業務は弁護士業務の兼ね合いなど危惧する意見もあり、制度の周知はできていない。支援に意欲のある弁護士が水面下で定着に支援依頼をしている状況。</li> </ul>
その他	<p>定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釈放時の服薬がないため、釈放後すぐに医療機関受診の必要があり、裁判が夕方の場合には受診が困難となる。そこで、同業務の対象案件については、検察庁にて担当検事に裁判を午前中にできるよう調整していきたい。</li> <li>・被疑者で起訴されない場合は、釈放までの日数が非常に短い。</li> <li>・事業開始から1件もあがっていない状況から、予算等に影響を与えてしまう可能性がある。職員数は増えているが、実績として上がらない状況は良くない。</li> <li>・依頼件数が積み上がっていない状況にある。一方で、相談支援業務としての依頼は少なくないため、自県独自の支援体制をどのように構築していくか検討が必要と思われる</li> <li>・同業務の依頼件数が伸び悩んでいるため、弁護士や地域の福祉関係機関等にも、積極的に当事業を周知し、相談窓口を広げる必要性を感じている。</li> <li>・地方検察庁や弁護士会等の刑事司法機関への効果的なアプローチが必要である。</li> <li>・入口支援に対し、関係機関との連携・協議は重ねているが、予算がおりていない状況。</li> <li>・自立準備ホーム運営法人の種別が、依存症回復施設系に偏っているため、依存症傾向がある方の支援には強いが、知的障害や身体障害、高齢者への支援は難しい。</li> <li>・高齢者や女性、少年・少女の一時受け入れを専門とした施設がほとんどなく、彼らへの専門的知識や対応経験をあまり持たない施設等へ一時帰宅させるしかない場合がある。</li> <li>・更生保護施設は2か所あるが、1か所は市街地から遠方かつ就労訓練(技能訓練)を受けなければならないため、定着が対応する案件には適さない場合がほとんどで、もう1か所は市街地に近い分、仮出所者等の一般受刑者の利用頻度が高く、早期に2次帰宅先へ移行させなければならない状況があり、一時帰宅先でアセスメントを取るといことが難しい状況になる場合がある。</li> <li>・他の先進県に視察や意見交換を重ね、検察庁や弁護士会が候補者を選定する資料となる相談受付票を作成し、配布する必要がある。</li> </ul>

### 被疑者等支援業務への期待

・保護観察所においては、検察庁からの事前相談が前提であり、起訴後は、審判前の調整等が本人の審判の量刑に関わることのないよう配慮が必要と判断しており、引き続き担当検察官等と情報共有を進めていく。また、可能な限り、身柄を解かれるまでの期間が長く担保されれば、面接の実施及び関係機関との調整等計画的に実施可能と思われる。

・年に2回、保護観察所の主催で、関係機関との会議を開催している。その中で、重点実施について周知を図るとともに、弁護士会への呼びかけ等も検討していきたい。

・来年度受託法人が決定後、事業開始前には現場・事務レベルで話し合いを行いたい。検察庁の同席は絶対必須（県によって検察庁の温度差がある）。その際、他県事例を用いて説明した方がイメージしやすく、その後の話が展開しやすいかもしれない。

・適切な予算措置を期待します。

・定期的なケース会議や事例検討会議の実施を通して、より連携が図れることを期待したい。

・同業務について、弁護士との連携が模索されている。当地検だけで決められるものではないが、検察全体として取り組むということになれば関わっていきたくと考えている。

・令和4年3月頃を目途に、重点実施で依頼した件数についての反省点等の協議をしたい。

・従来、住所不定の被疑者は起訴されることが前提だった。そして、判決までの間に居住場所の調整を行っていた。しかし、同業務により、被疑者の間に調整いただいた結果、居住場所が見つかり、不起訴になる等、被疑者の更生に資する。

・同業務は主として検察庁との調整になるという趣旨は理解しているが、弁護人にも情報共有がなされれば、より実効性のある弁護活動ができると考えられるので、可能な限り弁護人にも速やかな情報共有をお願いしたい。

定着)

・対象案件が増えてくると、定着だけでは支援が難しくなってくるため、地域の医療機関や福祉事業所などが支援できるよう、制度の周知と協力機関の確保に努めて欲しい。

・同業務が、重点実施に繋がっていない現状から、相談支援業務として継続的に業務を行う中で、重点実施者として挙げられるケースであれば、各関係機関との連携を継続的に行い、実績に繋がるようにしていきたい。

・周知啓発を通じて広く同業務が浸透することを期待したい。

・釈放後の支援が長期化するケースも見られるため、地域の関係機関への協力や引き継ぎが円滑に図れることを期待したい。

・来年度から稼働予定なので動きを注視していきたい。

・予算確保とそれに伴う人員配置。

・当事業に高い関心を持つ本県内の施設等に対して、意見交換や広報活動を継続的に実施し、県内全圏域に自立準備ホーム等に登録した一時帰住先となる施設等が増え、対象者の希望や特性に適した帰住先を選定できることを期待している。

・弁護士会の刑事弁護委員会や高齢・障害者権利擁護委員会だけでなく、刑事弁護を担当する10年目未満の若手弁護士を中心とした勉強会や意見交換会も実施していきたい。

## アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

### 【北海道・東北ブロック】

	好事例
ケースに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合失調症及びアルコール依存症により精神障害者保健福祉手帳を持ち、傷害により起訴された被告人について、定着により福祉調整がなされ、起訴猶予判決による釈放後、速やかにグループホームにつながり各種福祉支援が受けられた事案。</li> <li>・認知症疑いの高齢独居男性が食べ物の万引きや軽微な窃盗を繰り返し裁判中であると、包括から相談あり。検察庁からも入口支援要請あり。その後、裁判で保護観察つき執行猶予判決。観察所の面接でも一人暮らしは難しいと判断され、更生保護施設に入所。定着では、医療や介護サービスに繋げるため、精神科クリニック受診及び介護保険の認定。前住居（借家。ゴミ屋敷状態）の処理対応、債務整理のため法テラス利用、更生保護施設では、認知症のため不穏な行動あり。介護保険サービス（デイ、ヘルパー）を利用しながら更生保護施設で生活し、次の入所先を探した。定着は関係機関との調整と、本人が一人で行動できないため、通院や買い物の支援、事務処理などを行った。現在は介護施設（老健）に入所でき、本人の状態は良い。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地検からの相談を受け、警察署で本人と面談を行い、支援の希望を確認。</li> <li>・同業務の初めての該当候補者であったため、県担当者の仲介のもと、保護観察所・地検と協議し、このケースを同業務で取り扱うこととなる。</li> <li>・警察署で本人と数回面会。更生保護施設へ入所し、生活保護を受けながら就労や居住先の確保を目指すこととなる。釈放後、当センターでは生活保護申請や通院、身分証の再発行、就労に向けたケータイ電話契約などの同行支援を行う。本人は、自ら積極的に仕事を探し、交通量調査の日雇いの仕事を行う。その後、夜間勤務の仕事を見つかるも、更生保護施設で夜間就労が認められなかったため、急速、無料低額宿泊所へ入居し就労することとなる。今後は、本人が自立した生活ができるよう関係機関と連携しながら見守りを継続することとする。</li> </ul>
相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同業務の依頼は少ないが、相談支援業務として入口支援の実績を重ねている取組。</li> <li>・同業務を実施している他、相談支援業務として入口支援を行っている。</li> <li>・同業務については、弁護士会の会員が関与した案件は1件しか報告を受けていない。その理由としては、利用要件が厳しいほか、検察庁の協力依頼が消極的であることが挙げられる。他方、「相談支援業務」としては、昨年度に引き続き、入口支援の実績を重ねている。具体的な事例としては、窃盗の累犯前科のある障がい者が逮捕・勾留され、弁護士が定着と連携をして早期の面会や環境調整等を実施した結果、起訴猶予処分となった事例があった（刑法上の責任能力には問題なし）。普段から弁護士と定着とが顔の見える関係であり、勾留期間中に早急な対応が実現できた。なお、同業務の対象外とされたため、定着には、相談支援業務の枠組みで対応していただいた。また、昨年度の事例であるが、精神障がい者による放火事件の裁判員裁判において、弁護士と定着が連携して被告人の支援に当たった事例がある。定着には、更生支援計画書の作成、公判期日に情状証人として出廷（更生支援計画書の説明）、医療機関や福祉施設との調整、判決後の病院への送迎等、幅広い協力をしていただいた。</li> </ul>
協議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との会議、打合せを通じて、連携の強化、業務の円滑な実施に取り組んでいる。</li> <li>・定着主催の専門部会の開催によって、同業務・相談支援業務の現状及び課題について参加各機関による情報共有がなされており、円滑な連携が期待できる。</li> <li>・同業務に関して、8月から月に1回検察・観察所・定着で打ち合わせをしている。来年度以降この業務をスムーズに進めるために、案件を通してそれぞれの役割の確認と連携の在り方、県のやり方を話し合っている。</li> </ul>

## 好事例に対する関係機関の意見

### <保護観察所>

・保護観察所では調整しにくい福祉調整やきめ細かいフォローを行い、非常に有意義であったと思う。

### <保護観察所>

・判決後の面接調査で、判決内容を覚えていない部分があり、認知症が疑われたので更生保護施設入所を勧めた。三度の食事が提供され、執行猶予中の対象者が、施設の決まりを守って暮らしていくことができるようになった。結果として、「バランスよく三食食べられ、支援する人が近くにいる」状態となったので、良かった。

### <法テラス>

・認知症のため出向けず、特定援助対象者法律援助制度を利用し、更生保護施設で相談を行い、迅速な対応で清算処理を進めることができたので良かった。

### <地域包括との連携>

・介護認定申請の支援、次の入所先の検討などで協力ができて良かった。

### <介護保険サービス>

・日中活動としてデイサービスを利用。更生保護施設でもヘルパーを利用できた。その後、更生保護施設を退所し、老健に入所できた。なお、老健でのケアが行き届き、現在は状態が良くなって、要介護1から要支援1になった。要支援だと短期入所になり、年金のみでは支払いできなくなるため、次の入所先を検討中であり、継続して支援していきたい。

### <保護観察所>

・本ケースについて、本人が自力で就職活動を行っていたことは承知していたものの、その後、本人が更生保護施設を退所する旨の連絡が本人の退所予定日前日に受けたのみであったため、本人の経過が不明のまま、本人は更生保護施設を退所する運びとなった。お手順をおかけするが、支援経過中の状況報告をお願いしたい。また、福祉サービス等調整計画通知書（被疑者等）の提出については、定着の方針を共有するため、依頼後、概ね1月後を目途にいただきたい。なお、今回のケースで言えば、就労決定したのは嬉しいものの、自立資金を貯めるという観点では就職先を選ぶ段階で助言等の余地があったのではないかと料する。

### <地方検察庁>

・本事例は、勾留された被告人であり、起訴後、間もなく検察庁から対象者の情報を提供した案件で、判決、釈放までの間、捜査段階で拘留された被疑者と比較して時間的に余裕があり、面談が適切に実施できたこと、面談により対象者に必要な福祉的サービスについて十分検討し、住居の確保、就労等の支援を実行できたことから、最終的に対象者の自立につながったものと思料する。定着において、対象者が支援を受ける要件を弾力的に扱ったことから支援対象となったものであり、ご協力に感謝している。

### <弁護士>

・当初より本人が支援を受けることを希望しており、円滑に支援へとつながった好ケースであったと考える。

### <更生保護施設>

・就労支援については、もう少し密な連携が必要と感じている。

### <無料低額宿泊所>

・本人の「就労したい」という意思を尊重した支援をされていると思う。私達もその支えの一つになればと考えている。

### <市生活保護担当>

更生保護施設入所後、本人が就労に向けて積極的に取組み就労することになる。就労後、新たな居住地の確保にあたり定着の協力を受けて無料低額宿泊所に入所となった。今後はアパートへの転居を計画しており、自立に向けて継続した支援をお願いしたい。

### <検察庁>

・検察庁からの相談支援業務にかかる住居の確保、生活保護申請の援助等の入口支援について、迅速・適正な対応を取っていただけており、今後も同様の対応をお願いしたい。

### <弁護士会>

・いずれも弁護士のみでは実現困難な取組みであり、定着の存在は大きく、必要性が非常に高いものとなっている。被疑者・被告人にとっても、刑事事件をきっかけに、本来受けるべき支援に繋がることのできたと思われる。

### <保護観察所>

・関係機関との打合せや対象者との面接など、同業務に積極的に取り組んでいる。

### <検察庁>

・検察庁、保護観察所との事務打合せ等にも積極的に参加し、関係機関と緊密で良好な関係を構築していただけているが、今後、ますます入口支援が増加することも見込まれ、より充実した支援をするためにも会議及び打合せの回数を増やすことなどを協議したい。

・専門部会で示される相談業務には、検察官が関与していない事例が多く含まれており、これに対する意見はないが、現状を把握するという意味において意義がある。

・3機関（保護観察所、定着、検察）がそれぞれの役割でスムーズな対応ができた。

・対象案件の見極めが重要。

## アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

### 【関東・甲信越ブロック】

	好事例
ケースに関すること	<p>・重点実施者の選定を目的に、支援等協力依頼があったケース。本人に会う前から市役所等を訪問し情報収集し、入所先の調整も行う。その後、保護観察官が留置先へ赴き実施する被疑者との面接に当センター職員が同席している。傷害のある被疑者に対し、受け入れ先のグループホーム責任者も事前に同席し、本人との接点を持った。その結果、釈放日にグループホームへ入所することができた。現在も同じ場所で支援を受けている。</p>
相談支援業務	<p>・6年前から「一般相談」として「入口支援」に取り組んでいる。理解ある一部の弁護士、検察、検察捜査員、警察官が、いい意味で、定着を便利に利用し、協力してくれている。</p>
協議等	<p>・令和3年9月より開始のため実績なし。準備として、4月以降に4者（検察、保護観察所、県社会福祉士会、定着）による意見交換会を重ね、業務実施に向けて検討を行った。また、県弁護士会と県社会福祉士会との勉強会も別途行っている。</p> <p>・検察、保護観、定着、県の4者で定期的に被疑者等支援に関する会議を実施。（4、6、11月予定の3回実施。）会議内で過去の定着の事例をもとに、対応可能なケースなど具体例を提示し説明、共有している。</p> <p>・弁護士会とは今後の会議参加（5者会議の実現）に向け協議中だが、検察庁との関係上、弁護士から被疑被告人支援業務の対象となる正式な枠組みが決定するまでは、参加見送りとなっている。ただいつでも協力参加できるよう今年8月、弁護士会から定着に向け「入口支援連携体制構築に関する協議について」と依頼発出している。4者会議へ参加がなくても、定着と弁護士会で情報共有できる場を設定している。</p> <p>・県内全ての更生保護施設、自立準備ホームに向けて、被疑被告人支援についての説明、継続的な協力を目的とした研修協議会を、保護観察所、検察と開催する予定。</p> <p>・今年5月、同業務の開始にあたり、更生保護施設、自立準備ホームが存在し、生活保護の申請増加が見込まれる市の生活保護課を訪問し、同業務の説明と本事業へ更なる協力を依頼した。</p> <p>・4者会議（県福祉保健総務課、地方検察庁、保護観察所、定着）実施</p> <p>・県内の関係機関向けに研修実施（司法福祉研修令和3年11月30日）</p> <p>・受け入れ施設確保のため、自立準備ホームの登録施設の促進（保護観察所と連携）</p> <p>・地方検察庁職員向け研修（令和3年1月31日実施予定）</p> <p>・弁護士会向け研修（令和3年3月19日実施済み）</p> <p>・関東・甲信越ブロック研修のZOOM視聴会場の設置（令和3年11月10日、11日実施済み）</p> <p>・重点実施の保護観察所との面接の際に、地域の関係者が面接に同席することができた。</p> <p>・重点・相談どちらの相談に関しても検察庁から直接、定着へ事前情報として相談を投げかけていただいている。また本人からまだ同意が得られていないケースに関して個人情報は伏せたうえで、何かできるか相談いただけることで、時間がながい早めの検討ができています。</p> <p>・釈放時間や釈放場所、自転車などの選付など定着の動きに合わせて対応していただいている</p> <p>・弁護士や地域の関係者、親族を交えて検察庁で支援会議を行うことができています</p> <p>・ケースによっては施設や病院などへ警察が釈放後、送っていただき、そこで待っている支援者に引き渡していただくことができる</p> <p>・検察庁において簡易鑑定の書類など含め、ほとんどの資料を閲覧・記録することができる。また、家族への連絡など必要な関係者と定着が直接連絡とれるよう配慮いただいている</p> <p>・検察庁が社会福祉士・精神保健福祉士へ助言を求めると取り組みを以前から行っている。その助言するための面接と定着とが一緒に面接することで見立てや方向性を検討できている</p> <p>・釈放までの時間がなく、検察庁にご本人を面接のために呼べない際は拘留されている留置所で面接時間が長くできるよう対応していただいている</p> <p>・弁護士から相談いただいたケースも、検察庁の社会復帰担当に相談し、検察庁からの相談としても依頼していただき、弁護士と検察庁で釈放後の支援を協力して行うことができています。</p> <p>・検察庁の検事、事務官に向けて被疑者・被告人支援で検察庁からお願いされたケースをフィードバックするため、釈放後のケースのその後についてを報告するなど、被疑者・被告人の中で福祉につなぐ必要がある方々に気づいていただくための研修会を行った。</p> <p>・地域の福祉関係者から逮捕された方の相談を定着が受けた際、検察庁に問い合わせることで釈放日など福祉関係者が必要な情報提供を行っていただける。</p>

## 好事例に対する関係機関の意見

### <保護観察所>

執行猶予確定前の更生緊急保護申出事例である。検察庁からの調査・調整依頼を受けて、短い期間でありながら障害福祉サービス受給にかかる手続きの調整と、共同生活援助の利用にかかる調整を行い、勾留中に施設責任者とも事前面接まで実施し、利用に至った。現在もフォローする中で再犯なく、就労を目指して活動を続けることができているなど、その取り組みには特筆すべきものとする。

### <弁護士会>

・数年前に予算を出していない県から、「今後、入口支援など、定着の本来の業務となっていない支援、相談については、県が対応するので以下に連絡すること」という通知が弁護士会、検察、保護観察所などに配られた。何人かの弁護士が、県に連絡をしたが、何も対応してくれなかった。結果、定着に相談したこと。また、定着の業務に予算を出していないのはおかしいとの意見を県に上げてくれた。

### <各警察署>

・他県の様子はわからないが、当県においては、すべての警察署での面会時、書類への記載する住所を「名刺記載の定着の住所」となっている。（本人確認の差入、宅下げ時の書類も同様である。）

### <保護観察所・地方検察庁>

・弁護士会を含めた5者会議の本年度からの実現について、2者からは消極的な発言あり。  
（本年度事業が開始し、やっと4者の連携が始まった直後で、課題整理もできていないなど、まだ手探りな状況。弁護士のケース対象や流れがどういう形になるのか決まっていなと、こちらもどう関与し話し合いをすればいいのか。色々決まった段階で加入してもらってもよいのではないかと）

### <保護観察所>

・更生緊急保護が見込まれる為、釈放日から委託保護が行える更生保護施設、自立準備ホームを確保する必要があり、今後も更生保護施設の積極的受け入れと自立準備ホームの開拓が必要である。今後も定着と連携し、自立準備ホームの新規開拓を行いたい。  
・釈放前の被疑者等に対する面接には必ず定着職員の同席を得ている。  
・観察所が口頭で大まかな被疑者等の特徴を伝え、定着は、今後関わるが見込まれる関係機関を見立てて、被疑者等の面接に関係機関の職員の同席を調整するなど、定着のネットワークや調整力、同業務に積極的に関与していることが好取組につながっている。また、保護観察所が、入口支援の試行庁であったときからも含めて、定着、検察庁及び保護観察所の三者において緊密な情報交換を行い、良好な関係を構築してきたことも好取組事例につながっていると言える。  
・定着、検察庁及び保護観察所との連携体制が構築されている点は、本県の強みであると言える。

### <地方検察庁>

・4者会議において、事例の検討を行うことにより、課題の洗い出しや、被疑者等のその後の状態を知る機会となっている。  
・司法福祉研修は、検察庁業務の広報活動にもなっており、検察庁職員向けの研修は、当庁職員の入口支援等の理解を深める機会であるなど有効な取り組みであると思料する。  
・地方検察庁社会復帰支援担当と連携して、被疑者等で更生緊急保護の重点実施等に該当しない場合においても、直接相談依頼を受けた上で被疑者等と面談を行い、また、必要に応じて地域包括や保健所等の職員にも面談や会議に参加してもらい、円滑かつ適切な福祉的支援を行うことができている。



## アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

### 【東海・北陸ブロック】

	好事例
ケースに関すること	・高齢で自立での起居が困難な男性について、釈放後同ホームに入所させ諸調整を行う方針を立てたが、ホーム入所後奇行が見られたり、排泄コントロールができなくなったりしたため、管外で自立準備ホームに登録している有料老人ホームに保護観察所、定着で本人を同道して折衝し、受け入れに了解を得て、入所にいった。入所後目立った問題は起きておらず、介護認定、成年後見の申し立て等の調整に専念している。（保護観察所・検察庁・定着）
相談支援業務	・重点実施予定者には選定されなかったが、弁護士から釈放後の医療の必要性について検察に個別に相談があった。その後、検察、病院、定着、弁護士、保護観察所が連携を図り、帰住先はあったが、釈放後に「医療・療養」が必要であり、保護観察所が更生緊急保護に該当すると判断し、定着の支援につながった。
協議等	・なし

### 好事例に対する関係機関の意見

<保護観察所>

・高齢者は初回面接の際は、相応に意思能力があるように見えても、保護開始後、みるみるうちにQOLが低下することがあり、当庁の提案に積極的に協力をいただいた。

<検察庁>

・帰住先がなく高齢で介護が必要とされた支援対象者については、釈放後、保護観察所を介していったん自立準備ホームに入所させ、定着において支援対象者に適した施設への入所の調整を行った。検察庁の役割としては、主として情報提供であったが、各機関の役割分担が明確になされた事案であり、連携により円滑な支援が行われたと感じた。

<保護観察所>

・改善更生の意欲があると判断した場合、住む家がない方に限らず、医療の必要がある方や仕事がない方など更生緊急保護の必要性について、今後も柔軟に判断していきたい。

<弁護士会>

・事例では勾留面会の際、弁護士の接見に同席する形にしたため、面接時間の制限がなかったと思われる。  
・警察署でも刑務所でも、接見に弁護士以外の人が入ることについて、事前に相談しておくことが望ましい。

・なし

## アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

### 【近畿ブロック】

	好事例
ケースに関すること	<p>【支援経過について】</p> <p>器物損壊、詐欺にて逮捕・起訴後、令和3年10月懲役1年6月、執行猶予4年の判決を受け、拘置所から釈放。就労自立を目指し、同日に更生保護施設へ入所した。自宅はあったものの継続居住が困難なため、荷物処分等を母へ依頼した。障害基礎年金2級を受給していたが、自宅家賃や荷物処分に費用が必要で利用できる所持金がなかったため、生活保護担当課へ医療扶助を申請、医療扶助にて精神科クリニックへ通院をしていた。</p> <p>更生保護施設職員と共に、ハローワークで登録を行い、就職活動準備を進めた。しかし、自身で就職活動を行わない状態であったため、更生保護施設職員の調整で協力雇用主のもとへ就労。4日間は継続勤務し、5日目も出勤するが自己都合にて帰宅。そのため、翌日以降は協力雇用主からは要請されず、就労を継続することが困難となった。以降も、自己で就職活動をする意欲が乏しく、また、日中活動もせずに過ごした。</p> <p>令和3年12月初旬に本人を交えた支援者会議にて、支援方針について以下のように検討をした。</p> <p>【支援方針について】</p> <p>更生保護施設へ入所後、一般就労に向けて、自身での就職活動意欲は乏しく、協力雇用主の元での就労のみであった。また、生活支援課にて実施した心理判定より、自閉症スペクトラムを疑われた。その結果においては、1人で「就労自立に向けた活動が困難な状況」であることや「他者の言葉の理解が困難で支援者を必要とする状態」であることが判明した。よって、今後は、障害福祉サービスを利用し、障害年金および不足分を生活保護受給しながら、金銭管理を含めた支援者の協力のもとで自立および自律を目指すこととなった。</p> <p>障害福祉サービスの申請：保健福祉センターにて申請済                  経済的保障：生活保護課へ申請予定                  居住場所：障害者グループホームを調整予定                  日中活動場所：就労継続B型事業所へ通所予定                  精神科通院：精神科クリニック（継続）</p> <p>【支援の終了・継続について】</p> <p>支援の方向性を上述のように決めて調整をしていたが、令和3年12月末、器物損壊にて逮捕されたため、同日付で、同業務を終了する。なお、以降については、定着の相談支援業務に切り替えて、支援を継続することとなった。</p>
相談支援業務	<p>・なし</p>
協議等	<p>・同業務の事例は、今年12月時点で2件だ。定着では開設当初から入口支援、相談支援業務を実施してきた。被疑・被告人段階での支援が特別調整に生かされたケースは多数あり、それらの事例を用いて各地域で支援検討会を実施し、地域の支援者と共にグループワーク、その他研修会や事業説明会で事例報告し、地域の支援者に向けて啓発し、理解を深める為の取組を実施している。</p>

### 好事例に対する関係機関の意見

<保護観察所>

・薬物による中毒性精神障害又は統合失調症の疑いを指摘された30代男性のケース。更生保護施設に委託後、定着の調整により生活保護やグループホームへの移行について調整が進められた。定着相談員を中心に、更生保護施設補導員、生活保護担当者、保護観察官によりケース会議を開催するなど、関係機関との連携を図りながら調整が進められた。残念ながら、再犯行為により身柄拘束となってしまったが、同業務において関係機関との連携が図られたケースである。各機関の役割分担や再犯後の同業務への引継ぎなども課題として認められたため、今後の実施に当たり、課題の解消に努めたい。

<保護観察所>

・各関係機関の連携が重要であると改めて感じた事例であった。言葉では簡単に他機関連携と表現されるが、実際に連携し、実践していくことは言葉以上に難しいことである。本事例は、実践から生まれた他機関連携であると思っている。今回のケースの様に息の長い支援が重要であると思う。

<検察庁>

・依頼時より、迅速に対応いただき保護観察所とも連携することができた事例であると思う。可能な範囲で本人の支援につながる情報提供が出来たことは、非常に良かったと感じている。本人はアルコール等の課題がありながらも、生活を立て直すために、必要な福祉的な支援につながって良かったと感じている。

・なし

<保護観察所>

・同業務の扱いとなったことで、福祉的支援が必要な人に対して、更生緊急保護の申出に繋げてもらうことで、切れ目のない支援を実施することができた。

<地方検察庁>

・本年4月から12月の間に実施された同業務の事例2件は、定着が、弁護士から依頼を受けた相談支援業務に取り組む中で、被告人が執行猶予判決により釈放された後に、円滑な社会復帰を果たすには、同人に対する重点的な福祉的支援を行う必要があるとの判断から、弁護士を通じ、検察庁及び保護観察所と連携して、更生緊急保護の重点実施による支援に結びつけたものであり、定着の豊富な事例対応の蓄積と地域に根ざした活動等による関係機関との調整や連携が功を奏したものと評価できる。

## アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

### 【中国・四国ブロック】

好事例	
ケースに関すること	・なし
相談支援業務	<p>・好事例ではないが取組の報告</p> <p>薬物事件を起した就労継続支援事業所に通所している者が起訴猶予となり在宅生活に戻った。しかし該当事業所から通所の再開には定着の関わりと具体的な支援を条件として示された。その為、本人の地域での生活を安定させる必要性から、精神科の確実な受診のための通院同行や医療面の支援として訪問看護の利用調整、また、当初から関りのあった相談支援事業所とも連携し、再度事件にならないよう定期的な訪問や電話などの対応を行った。（現在、利用再開に向け最終協議の段階に至っている。）</p>
協議等	<p>・令和4年1月28日に同業務説明会を開き、これまでの入口支援との違いは何か等説明し、依頼書についても周知する予定。（出席予定者：弁護士、検察庁、保護観察所、少年鑑別所、刑務所）</p> <p>・事業開始前ではあるが、関係者との連携会議を開催し、「法務省保観第39号通知」及び「改正指針」に定める事務処理手順を相互で確認し、迅速で適切な対応ができるよう検討している。</p> <p>・支援フロー図作成の上、令和3年9月に検察庁、保護観察所、県と話し合いの場を設け、支援の流れを整理した。</p> <p>・弁護士からの依頼を想定した支援依頼書を作り直し、弁護士会のメーリングリストで周知を行った。</p>

### 好事例に対する関係機関の意見

・なし

・なし

<保護観察所>

・令和3年9月の県、定着、検察庁との話し合いにおいて、同業務について協議し、事前協議の段階から3者（定着、検察庁、保護観察所）で行うこととした。事前協議の段階から司法だけでなく定着による福祉的な視点でアセスメントすることは、当県の特徴であり、強みと言える。

## アンケート結果⑤ 関係機関からの意見（好事例）

### 【九州ブロック】

	好事例
ケースに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務少年支援センターとの連携により、知能検査等の実施を通して対象者の障がい受容が図れたことで支援が前進した事例</li> </ul>
相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、入口支援から相談業務に移行して継続して支援しているケースは4件（内令和3年度入り口支援2件）。</li> <li>・重点実施対象者ケースとして1件依頼があったケースから。（定着は相談支援として対応）</li> </ul> <p>相談電話を受けてから釈放までの時間が非常に短いことから、関係機関と迅速に協議。考えられる対応を一つに決めつけず、いくつかの対応を同時進行ですすめることとし、それぞれの役割を明らかにし、分担する。限られた時間で円滑に支援業務がすすめられた。関係今後も機関と連携しながら、協力を仰ぎ一緒に動くようにしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援業務で対応している入口段階の相談も増えており、電話等での相談や情報共有等がメインだが、刑事司法機関や地域の福祉関係機関等と連携した支援を実施している。</li> </ul>
協議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同業務が円滑に進められるよう3ヶ月に一度4者協議（検察庁、保護観察所、県、定着）を開催し、課題を持ち寄り協議、連携をしている。</li> <li>・同業務の支援依頼は少ないが、ネットワーク体制強化や支援事例の振り返りのための会議等を実施している（令和2年度1回、令和3年度12月末時点で2回実施）。</li> <li>・毎年、弁護士会との勉強会を開催し、事例紹介や依頼書作成の改定等について協議している。また、対象者については、高齢者以外に、明確に障害があるかどうかは不明でも障害の疑いがあるという方でも相談を受け、一度面接を行い判断するようにしている。</li> <li>・相談支援業務の受付件数が多いので、その中から同業務へ移行できるか、観察所を通して、検察へ相談するケースが2件。該当までには至らなかったが、今後も継続していきたい。</li> <li>・弁護士や検察、その他の機関からの相談には応じている。その中で、重点実施に結びつかないか所内で検討し、相談元若しくは、保護観察所へ話をしている。重点実施に結びつくケースも考えられるため、他機関からの相談は今後も受けていく。</li> <li>・継続的に相談支援業務として入口支援の実績を重ねていく中で、重点実施となるケースも考えられる。関係機関も、意識していく必要がある。</li> </ul>

## 好事例に対する関係機関の意見

<検察庁>

・知能検査が実施できたことは有益だった。当該検査の実施に向けた動機付けも重要となるが、この点、定着に対応いただいたことの意義は大きいと思われる。

<法務少年支援センター>

・まず対象者との事前面談を行い、後日改めて検査を行う流れが理想的である。但し、時間的な制約等もあり得るため、状況に応じて対応したい。まずは気軽に相談いただきたい。

<保護観察所>

・定着には仕事以上のことをしていただいている。

・観察所は、更生緊急保護の期間が決まっており、それを過ぎると関与できないが、特別調整と同様、定着は引き続くことになる為、定着の負担感が違うと思う。

<検察庁>

・検察は、引き継いだだけだが、この事例においては、介護から後見制度利用まで手を尽くしていただいた。

<県>

・定着をはじめ、検察、保護観察所等連携をとっていただき感謝している。

<保護観察所・地方検察庁>

・上記会議等で定着の支援状況や地域の実情を把握できることは、連携体制の強化や円滑な支援の実施のため、重要な機会と捉えているので、継続的な実施を希望する。

・当事業の円滑な実施のため、地域の関係機関向けに事例を踏まえた説明ができるよう、事例があるたびに担当者間の振り返り会を実施してほしい。

<弁護士会>

・関連する各委員会との意見交換等を、今後も継続的に実施できるよう協力願いたい。

・実際に刑事弁護を担当し、現場で顔を合わせる10年目未満の若手弁護士との意見交換や事業説明の機会を一緒に確保していただきたい。

<保護観察所>

・定着に依頼する場合に、福祉サービスの範囲はどこまでを考えたらいいのか迷う点がある。生活保護の申請手続き等、本人一人で申請相談に行っても対応してもらえない場合があるが、定着同行であればスムーズな場合もあるように見られる。比較的自立度が高い対象者の場合は依頼に挙げていいのか、対象者の範囲を明確にしていきたい。

<検察庁>

・同業務に関して、弁護士からの依頼ルートとしては、弁護士と検察側で協議してもらったうえで、検察官から相談を受ける形が良いと思われる。



MEMO

---

## **(参考資料) 委員会資料等原本**

---



被疑者・被告人等支援業務中央検討委員会  
(都道府県単位で検討委員会を開催してください)

◆日時・参加者

日 時：令和3年●月●日（●）●：●～●：●（90分～120分を想定）

場 所：（オンライン、対面の別は問いません。各センターのご判断にて実施ください）

参加者：●●定着支援センター：

●●保護観察所

※参加機関はこれに限るという趣旨ではありません。連携しているところ、したいところに声をかけて下さい

<本日の打ち合わせ内容>

1. 自己紹介

2. 被疑者等支援業務の概要について

- ・令和3年4月1日より、センターの本来業務の一つとして開始。
- ・全国のセンターで順次開始されている。
- ・対象は、保護観察所において「更生緊急保護の重点実施」対象者に選定された被疑者・被告人のうち、センターが支援依頼を受けた者。
- ・身柄が釈放されるまでの間に、保護観察所が更生保護施設等の帰住調整を行い、センターは必要な福祉の手立ての調整を行う。
- ・支援の実施に係る手続きの方法や内容については、地域の実情に応じ適宜変更しても差し支えない。

3. 保護観察所における活動報告（期間：R3.4～R3.9）

- ① 検察からの「更生緊急保護の重点実施者」の相談件数
- ② 「被疑者等支援業」として定着へ依頼に至るまでの（想定）ルート（スキーム）

4. 定着支援センターにおける活動報告（期間：R3.4～R3.9）

- ① 「被疑者等支援業務」の実施状況
- ② 「相談支援業務（被疑者・被告人のみ）」の実施状況

5. ●●●●からのご意見

- ① 定着支援センターとの連携状況
- ② 定着支援センターへ期待すること
- ③ 「被疑者等支援業」に関して●●●●が期待すること

6. 協議事項

- ・●●●●県での円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた検討
  - ① 定着支援センターからの好取組共有と、それに対する参加機関の意見
  - ② 円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた課題と、今後期待すること

※定着と保護観察所の参加は必須です。その他、検察庁や弁護士会、都道府県の関連部署など、その他機関にも参加いただき、議論いただくことは歓迎します。また、5の進行はあくまで案なので、各地の実情に応じて適宜意見を交換（定着から関連機関への意見を出すことも含めて）していただければと思います。

被疑者・被告人等支援業務中央検討委員会  
(都道府県単位で検討委員会を開催してください)

◆日時・参加者

日 時：令和3年●月●日（●）●：●～●：●（90分～120分を想定）

場 所：（オンライン、対面の別は問いません。各センターのご判断にて実施ください）

参加者：●●定着支援センター：

●●保護観察所

※参加機関はこれに限るという趣旨ではありません。連携しているところ、したいところに声をかけて下さい。

<本日の打ち合わせ内容>

1. 自己紹介

2. 被疑者等支援業務の概要について

- ・令和3年4月1日より、センターの本来業務の一つとして開始。
- ・全国のセンターで順次開始されている。
- ・対象は、保護観察所において「更生緊急保護の重点実施」対象者に選定された被疑者・被告人のうち、センターが支援依頼を受けた者。
- ・身柄が釈放されるまでの間に、保護観察所が更生保護施設等の帰住調整を行い、センターは必要な福祉的手立ての調整を行う。
- ・支援の実施に係る手続きの方法や内容については、地域の実情に応じ適宜変更しても差し支えない。

3. 保護観察所における活動報告（期間：R3.4～R3.9）

- ・検察からの「更生緊急保護の重点実施者」の相談件数

4. 定着支援センターにおける活動報告（期間：R3.4～R3.9）

- ・「相談支援業務（被疑者・被告人のみ）」の実施状況

5. ●●●●からのご意見

- ①定着支援センターとの連携状況
- ②定着支援センターへ期待すること
- ③「被疑者等支援業」に関して●●●●が期待すること

6. 協議事項

- ・●●●●県での円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた検討  
①円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた課題と、今後期待すること

※定着と保護観察所の参加は必須です。その他、検察庁や弁護士会、都道府県の関連部署など、その他機関にも参加いただき、議論いただくことは歓迎します。また、5の進行はあくまで案なので、各地の実情に応じて適宜意見を交換（定着から関連機関への意見を出すことも含めて）していただければと思います。

◆確認（記録）事項

1. 保護観察所における「更生緊急保護の重点実施」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）  
 （実施の有無： 有 ・ 無 ）

依頼時での 起訴の有無	件 数	
	重点実施対象者	うち被疑者等支援対象者
起訴前		
起訴後		

2. 定着支援センターにおける「被疑者等支援業務」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）  
 （実施の有無： 有 ・ 無 ）

依頼時での 起訴の有無	依頼ルートの内訳	件数
起訴前	検察→保護観察所→定着支援センター	
	弁護士→定着支援センター（相談）→保護観察所→検察→定着支援センター	
	弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着支援センター	
	その他（具体的に）：	
起訴後	検察→保護観察所→定着支援センター	
	弁護士→定着支援センター（相談）→保護観察所→検察→定着支援センター	
	弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着支援センター	
	その他（具体的に）：	

3. 定着支援センターにおける「相談支援業務（被疑者・被告人のみ）」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）

（実施の有無： 有 ・ 無 ）

依頼時での 起訴の有無	依頼者内訳	件数
起訴前	検察	
	弁護士	
	保護観察所	
	その他（上記以外の相談対応）：	
起訴後	検察	
	弁護士	
	保護観察所	
	その他（上記以外の相談対応）：	

4. ●●●●からのご意見

①定着支援センターとの連携状況

②定着支援センターへ期待すること

③今後の被疑者等支援業務の強化に向けて、●●●●が期待すること

5-1. ●●定着における入口支援の好取組

<好取組の例>

- ・被疑者等支援業務が円滑に進められている取組
- ・被疑者等支援業務の依頼は少ないが、ネットワーク会議（素地づくり）を弾力的に取り組んでいる取組
- ・地域の実情に応じた方法で事例があるセンターの取組
- ・被疑者等支援業務の依頼は少ないが、相談支援業務として入口支援の実績を重ねている取組 等

5-2. 上記好取組に関する参加機関からの意見

【保護観察所】

【●●●●】

6. ●●県における「被疑者等支援業務」の課題点と今後に期待すること

①課題点

--

②今後に期待すること

--



◆確認（記録）事項

1. 保護観察所における「更生緊急保護の重点実施」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）

都道府県	依頼時 起訴の有無	件数	
		重点実施対象者	うち被疑者等支援対象者
	起訴前		
	起訴後		
	起訴前		
	起訴後		
	起訴前		
	起訴後		
	起訴前		
	起訴後		
	起訴前		
	起訴後		

2. 定着支援センターにおける「被疑者等支援業務」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）

都道府県	実施の有無	依頼時 起訴の有無	依頼ルートの内訳	件数
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	

※次ページに続きます→

都道府県	実施の有無	依頼時 起訴の有無	依頼ルートの内訳	件数
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
		起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
		起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
		起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	
		起訴後	検察→保護観察所→定着	
			弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	
			弁護士（相談）→検察→保護観察所→定着	
			その他（具体的に）：	

3. 定着支援センターにおける「相談支援業務（被疑者・被告人のみ）」の活動報告（期間：R3.4～R3.9）

都道府県	実施の有無	依頼時での 起訴の有無	依頼者内訳	件数
	有 ・ 無	起訴前	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	
	有 ・ 無	起訴後	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	
	有 ・ 無	起訴後	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	
	有 ・ 無	起訴前	検察 ----- 弁護士 ----- 保護観察所 ----- その他（上記以外の相談対応）：	

4. 関係機関からのご意見

①定着支援センターとの連携状況

都道府県	機関名	連携状況

②定着支援センターへ期待すること

都道府県	機関名	定着支援センターへ期待すること

③今後の被疑者等支援業務の強化に向けて期待すること

都道府県	機関名	被疑者等支援業務の強化に向けて期待すること

5-1. ●●定着における入口支援の好取組

都道府県	好取組

5-2. 上記好取組に関する参加機関からの意見

都道府県	好事例に対する意見
	<保護観察所> <●●●●>
	<保護観察所> <●●●●>
	<保護観察所> <●●●●>
	<保護観察所> <●●●●>

	<保護観察所> <●●●●>
	<保護観察所> <●●●●>

6. ●●県における「被疑者等支援業務」の課題点と今後に期待すること

①課題点

都道府県	課題点

②今後に期待すること

都道府県	今後に期待すること

※ブロック内の都道府県の数や、各都道府県における参加機関数に応じて枠を増やしていただいて差し支えありません。

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業  
「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に  
向けた、多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

**被疑者・被告人等支援中央検討委員会 報告書**

編集・発行 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会  
代表理事 高原 伸幸  
〒854-0001 長崎県諫早市福田町 357-1  
TEL : 0957-23-1332  
FAX : 0957-24-1330  
URL: <http://zenteikyo.org/>

発行日 令和4年3月31日

